	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	町画次口	BT JMF 2 TE	項目番号	©O△	具体的な取組内容等	@O2	評価理由
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	運営方針等を毎月の職員ミーティング時に確認している。また、いつでも職員が確認できるようファイリングして事務所内に整えている。	0	前年度と同様に定期的に確認して適切に行っている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	達成状況を毎月の職員ミーティング時に確認している。また、いつでも確認できるよう掲示している。年間予定表と職員分担表を作成し全ての職員で確認している。	0	年間予定表と職員分担表により事業目標の進捗を適切に 確認し行っている。
運営体制	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	0	条例遵守にて業務遂行している。さらに専門職が支援セン ターの後方支援に専念できるよう事務員を配置した。	0	研修資料の準備やメール、FAX、書類等の整理を事務員が行うことで、三職種が専門的業務や話し合いの時間を確保し、効率的にセンターを運営できている。
	公正・中立性の確保	支援センター職員が業務を進めるにあたり、公正・中立でなければならないことを理解している	3(1)エ	0	特定の支援センターに偏ることなく各支援センターに声をかけ支援を行った。	0	全てのセンターに対して公正に支援を行っている。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	法人作成の個人情報保護規程に基づき管理・保管を行っている。事務所内は施錠とセコム管理を行っている。個人情報の持ち帰り禁止、社用車にカバンを放置しないことを徹底。	0	規定が整備され適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	法人作成の苦情解決実施規定に従い、苦情解決担当者等 を配置し報告手順を決めている。	0	規定が整備され適切に行っている。
全体	事業計画の確認	各支援センターが策定した事業計画の進捗状況を確認し、適宜助言等を行っている		0	各支援センターの支援計画を立て、定期的に進捗状況を確認し事業の支援を実施。また、必要に応じて調整会議や研究会、同行訪問等で、具体的支援を行っている。	0	各センターの事業計画をヒアリングし、支援するセンターに対して助言内容と今後のスケジュールをまとめた支援計画を作成している。必要なセンターには支援計画の写しを配付することで、基幹センターが状況確認しなくても、センターが実行と進捗管理ができる非常に効果的な取組みとなっている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマ ネジメントを実施する。					
介護予防ケアマネ	事業目標	支援センター職員が、適切な介護予防サービス・支援計画書の作成を行えるよう支援し、また、高齢者自身の効果的なセルフマネジメントを行うことができる体制をつくる。			・コロナ禍で研修開催ができない中でも全支援センター職員が適切な介護予防ケアマネジメントを行えるようDVDを作成し、新規職員入職時等いつでも確認できるようにした。また、DVD視聴後のアンケートを実施し、動画にしたことで自身で文章を読むよりも理解しやすい、職員のタイミングで見ることができる、繰り返し見ることができる等、今後の業務に有益であるとの意見を得た。 ・高齢者の自立に向けた効果的なケアプラン作成ができるよう新規職員向け研修開催の支援をしている。 ・高齢者自身の効果的なセルフマネジメントが行えるよう支援センター職員と共同してケアマネジメントの新様式を作成した。		コロナ禍で作成することとしたDVDは、業務の合間で視聴できるように視聴時間を短くするために内容毎に複数枚に分け、事例も交えた工夫された内容となっている。
アノマト業務		各支援センターが自立支援に向けたケアマネジメントの共通理解を促している	3(2)	0	・ケアマネジメントCの新様式において、研究会参加者が各支援センター職員に共通理解を促すことができるよう、考え方や使い方を文書で周知した。 ・新規事例をICFに展開し理解を深めていく支援センターの自部署内での検討会に参加し、生活の全体像をとらえてプラスの視点で総合的に理解し、アセスメント不足を指摘し、本人の強みを活かし、活動や参加につながるプランができるよう助言を行った。さらに、検討会にて出た意見を今後のケアプランに反映できるよう助言を行った。・春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルの改正の支援を行った。	0	制度改正等を確認して介護予防ケアマネジメントマニュアルを更新し、新たに作成したケアプランの様式を適切に使用できるよう、記入例等を作成し各センターに配付している。一部のセンターが自主的に行う勉強会の企画や運営方法を助言して支援するとともに、勉強会に同席して検討内容に対する助言も行い、各センターの取組みの資質向上を支援している。昨年度に非常に効果的とされた三職種が内容確認を行う取組みについて、他センターも活用できるようセンター間の情報共有を支援している。
	総合調整	各支援センターがケアマネジメントを行う上で確認や共有が必要な事項を市に報告している。	3(2)	0	・支援センター三職種の意見内容を都度確認できるよう、各支援センターの状況に応じて管理方法を助言した。 ・ケアマネジメントCの新様式において各支援センターから出た質問に対し、市と都度協議し、全支援センターに周知した。 ・介護予防支援等の再委託事業所とカナミックを活用した業務管理の仕組みを構築し、効率的に業務を行えるよう支援した。	0	一部業務を委託する居宅介護支援事業所がICTを活用してセンターシステムを利用できるよう、居宅介護支援事業所の意向や質問事項を取りまとめ市に報告し、今年度のシステム利用開始を調整した。ケアプランの新様式作成に当たり、各センターの意見や意向を取りまとめ、市に提言し様式作成を実現した。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	評価項目	評価内容	項目番号	©O△	具体的な取組内容等	@O2	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
総合相談 支援業務	事業目標	支援困難ケース等において、各支援センターが関係機関と相互連携し、適切に対応が行えるよう支援する。また、各支援センターが基幹相談支援センターはじめ各関係機関と綿密な連携体制を整えられるよう調整を図る。			・各支援センターの支援困難ケースには適宜助言や情報提供を行い、状況に応じて同行訪問し、適切な関係機関に繋ぐことができるよう支援した。また、高齢者のみでなく、高齢者の家族等の課題に対しても、包括的な相談支援ができるよう、自立支援相談コーナー等多機関の情報提供を行った。・コロナ感染対策および効率化のため、認知症初期集中支援チームと各支援センター、サポート医等との情報共有はICTを積極的に活用した。		後方支援として対応している事例からも認知症初期集中支援チームの介入を提案し、認知症初期集中支援チームを基幹型センター内に設置したことを活かし適切に取り組んでいる。
	後方支援	各支援センターが総合相談窓口としての機能を高めるため、各種制度・サービスの知識及び援助技術の向上を図る支援を行っている	3(3)ウ	0	・センター内で定期的に事例検討会を行い、後方支援を適切に行うことができるよう支援体制の強化を図っている。	0	基幹型センター内で定期的に事例の支援内容等を振り返る 検討会を開催し、制度利用や他機関との連携を学ぶ場にす るとともに、検討内容を事例担当センターに還元し、各セン ターの援助技術の向上に取組んでいる。
	総合調整	基幹相談支援センターと連携し、支援センターと障がい者生活支援センターの連携を 推進を図っている	3(3)ア	0	・適宜、基幹相談支援センターと情報を共有し、必要に応じて、支援センターが基幹相談支援センター等と同行訪問ができるよう調整した。	0	随時基幹相談支援センターと情報共有し、各センターが基幹相談支援センターと連携して支援できるよう調整している。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	円滑で効果的な虐待対応体制の構築に向け、現状の高齢者虐待対応マニュアルの見直しを行う。また、各支援センターが対応マニュアルに沿った対応ができるように、 進捗管理を行いながら後方支援を行う。			・コアメンバー会議や帳票の書き方等のDVDを作成し、各支援センターに配布。アンケートを実施し、各支援センターが事実確認など初動期対応に不安を抱えていることが分かったため、随時初動期の対応を具体的に確認し、助言している。 ・各支援センターの意見を集約し、高齢者虐待対応マニュアルの改訂を市に提案した。 ・居宅連で行う、高齢者虐待防止研修の開催支援を行った。		帳票の書き方や標準的な支援方針の表現等、実践的な内容を含んだ研修DVDを作成し、各センターの資質を向上するとともに、アンケート結果で特に不安感が高かった介入初期の対応については個々の事例に即して助言し、資質向上と支援に取り組んでいる。各センターが権利擁護センターと連携できるよう、権利擁護センターを周知し、必要に応じて勉強会を開催し、権利擁護の連携体制構築を調整している。
権利擁護 業務	後方支援	高齢者虐待及び支援困難事例に対し、各支援センターの支援方針を確認している	3(4)ア	0	・通報の一覧表での進捗管理を徹底・継続し、進捗状況を名支援センターと確認することで、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応が行えるよう支援している。 ・支援困難ケースに同行訪問し、各支援センターの支援を行っている。また、ケースの振り返りと職員の資質向上のため、センター内で事例検討会を実施し、職員一人ひとりの対応能力を強化した。	0	全ての事例を一覧で管理し、支援方針と経過を各センターに確認して高齢者虐待マニュアルに沿った対応を行うことができるよう支援している。毎月事例検討会を行い、後方支援を行う基幹型センタ一職員の技術向上を図っている。過去の虐待事例を独自に分析し、約20%の事例が再発であったことから、再発を未然に防ぐため終結約6か月後に状況確認するよう各センターに助言指導し、高齢者虐待の再発防止に非常に効果的な取組みとなっている。
	総合調整	虐待の判定及びコア会議開催が効率的に行われるよう、市とセンターの意見を調整 している	3(4)イ	0	・コア会議及び評価会議が効率的に行われるよう、また、コロナ感染対策のため、ICTの活用を提案した。その結果ケースに応じた方法でコア会議等を開催することができている。(コア会議 対面17件、電話及びカナミック74件)(評価会議対面8件、電話及びカナミック32件)・各支援センターがケースに応じて権利擁護センター等と連携できるよう支援している。・消費者被害の防止のために、警察等関係機関と連携を図った。	0	虐待と判定する要素が明らかに欠けている場合の判定会議の省略、電話会議やセンターシステムを利用したウェブ会議の開催を市に提案、実現し、効率的に虐待判定を行うことができるよう調整しており、センターの量的拡大を図ることができる効果的な取組みとなっている。 警察から各センターへの被害防止チラシの設置依頼を取りまとめ、センターと警察との連携を調整している。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	計画内容	項目番号	@O2	具体的な取組内容等	@O <i>∆</i>	評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な期間と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
包括的・継 続的ケア マネジメン ト業務	事業目標	支援センターの主任介護支援専門員が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援ができる体制づくりを支援する。			・介護保険居宅・施設事業者連絡会が開催する介護支援専門員等スキルアップ研修の体系を明確にした。また、来年度から介護支援専門員等のスキルアップ研修が、当該組織の特徴に即した研修プログラムを企画・立案できるよう、各支援センターの主任介護支援専門員と支援している。		居宅連主催の研修に企画段階から関わり、センター作成の 資源マップ等を周知し、ケアマネジャーが社会資源をうまく 活用できるよう調整した。
	後方支援	支援センターが実施する介護支援専門員の資質向上を目的とする研修について、各 支援センターが同一に実施できるよう助言している	3(5)ア	0	・各支援センターの主任介護支援専門員が、介護支援専門員等スキルアップ研修において、介護支援専門員が要介護者等に自立支援に資するケアマネジメントを進められるよう、介護・医療情報はもとより、地域資源・社会資源の情報が提供できるよう支援した。	0	各センターの主任介護支援専門員がファシリテーター研修を市内全域を対象に実施できるよう支援した。また、介護保険居宅・施設事業者連絡会が開催する介護支援専門員向け研修の企画に、各センターの主任介護支援専門員とともに参画し、センター以外が開催する研修にも積極的に後方支援を行っている。
	総合調整	介護支援専門員を対象とする研修等について、在宅医療・介護サポートセンター及び介護保険居宅・施設事業者連絡会等と内容及び日程を調整している	3(5)イ	0	・在宅医療・介護サポートセンターが開催する研修について、介護支援専門員が抱える課題を地域の主任介護支援専門員と洗い出し、医療と介護の相互理解が得られるような研修となるよう助言した。	0	在宅医療・介護サポートセンターが行う予定の研修に、研修 テーマに対する地域包括支援センター及び介護支援専門員 の課題を伝え、介護支援専門員の資質向上を図る研修とな るよう内容調整を行っている。
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題 解決の取組みを検討する。				_	
 地域ケア	事業目標	地域包括ケアシステム実現のため、支援センターが開催する地域ケア会議の質の標準化を図る。支援センターと地域福祉コーディネーターが、連携ができる体制づくりを支援する。			・各支援センターの事業計画を把握し、各支援センターと地域福祉コーディネーターが役割分担できるよう調整した。		定期的に地域福祉コーディネーターと情報交換を行い、各センターと地域福祉コーディネーターが連携して地域ケア会議を開催できるよう支援している。
会議開催 業務	後方支援	支援センターが効果的に地域ケア会議を開催できるよう企画支援を行っている	3(6)	0	・地域ケア会議がコロナ禍でも工夫して開催できるよう、企画時から当日の支援、次回の地域ケア会議への展開の助言や支援を行った。	0	書面開催や会議の様子をDVDで配付する方法等を提案し、 地域住民が参加して互助活動を検討できるよう、コロナ禍で の開催方法を提案し支援している。 各センターが地域ケア会議の好事例を知る研修として、報 告会を企画し、開催している。
	総合調整	支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域が主体となる取組の創設を 図るよう調整している。	3(6)	0	・地域福祉コーディネーターとの毎月の情報交換以外にも、 支援センターに進捗状況を都度確認し、取り組みの創設が できるよう、地域福祉コーディネーターと各支援センターに助 言・具体策の提案を行っている。 ・各支援センターが創設された取り組みを知る機会を作り、 地域ケア会議の質の向上支援を行った。	0	各センターが地域福祉コーディネーターと連携できるよう、役割分担やセンターの意向を踏まえた地域福祉コーディネーターへの助言を行い、地域ケア会議の運営を調整している。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

年度当初に新型コロナウイルス感染による地域包括支援センターの機能停止を予防するため、全てのセンターの分散勤務を市に提言し、地域包括支援センターによる高齢者支援の体制維持を図った。

地域包括支援センター名:春日井市地域包括支援センター坂下

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄	市記入欄
	町岬匁口	EL IMI La JEL	項目番号		具体的な取組内容等	◎○△ 評価理由
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	・年度初めに全職員に運営方針等を配布し、センター内会議時に確認をしている。又、ファイルに保管し事務所内で常に確認できるよう にしている	5 る。運営方針等の新規職員への説明を中堅職員が担うこで経験に応じて理解を深めるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	・策定した事業計画を全職員に配布。年間計画表、職員分担表、具体的な取り組み内容等を作成。毎月のセンター内会議で進捗を確認している	認 (けすることで実施目的を明確にした上で、年間計画表を作成して進捗管理をしている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ		・職員の人員異動はあったが条例に規定する人員基準、人員配置評価基準を満たすことができた。 ・職員の入れ替わりに伴い、経験年数の浅い職員と長い職員とで訪	
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	3(1)4	0	問しOJTにより面談技術指導や記録の書き方の指導をしていた。	
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	・当センター発行の通信を区会、町内会、自治会の回覧板で回覧していただく他、公共施設に設置。新聞店作成の広報誌に毎月包括からのお知らせを掲載、ホームページにも相談受付を掲載。医療機関にチラシ設置	ターの案内を毎月掲載している。また、法人ホームページに問い合わせフォームを作成している。問い合わせフォーの利用方法や年末年始の営業時間等、必要時に民生委を通じて周知している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	・本人、家族の意思決定に必要な情報提供を提供。後期高齢者が増えており、相談者の理解 力にあわせ段階を踏みながら支援を進め、必要に応じて関係機関にも同行し適切な支援につ なげている。 ・業務の1部委託または居宅介護支援事業所を紹介する際も本人家族の意向を確認している	つ 理解ができているか確認しながら本人が決定できるように 工窓に時間をかけ、適切に支援している
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	・個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管。 ・個人情報保護マニュアル、チェックリストを全職員に配布。年度初めのセンター内会 議で記載内容を確認。 ・私用と業務用の鞄を分け個人情報の持ち出しを防いでいる。	المان
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	・苦情受付責任者を定め対応している。苦情があった場合、苦情受付簿に記録。職員間で展開し、改善を図っている	苦情内容は規定された様式に記録し、苦情受付責任者か 内容を確認するよう手順を決めている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。				
	事業目標	春日井市の介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、利用者自身の意欲を引き出す働きかけや自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努める。			・市のマニュアルを活用し、プランの目標や内容についてセンター内で随時検討。・コロナ禍で在宅勤務体制時は、運営に関する基準等ケアマネジメントに必要な知識の習得に努めた。	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
		第1号介護予防支援利用割合		\setminus	第1号介護予防支援利用割合	
	数値目標	計画 1 %	3(2)		0.8 % (46 人/ 5810 人)	
A	数胆口惊	トガリス からない からない からない からない からない かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かい	3(2)		 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 16 件	
介護予防 ケアマネ ジメント		ケアマネジメントC請求件数 計画 4 件			ケアマネジメントC請求件数 0 件	
業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	・朝礼、夕礼で報告。新規のケースについては目標設定の適切さなど支援方法等を検討している	ケアプラン原案を三職種で確認し、意見を記載している。 載した意見は記載者が意見した理由等と合わせて全職員 共有し、その後の支援に活かせるようにしている。
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名:いきいき介護支援センター、ファミーユケアプラン高蔵寺、忘れな草居宅介護支援事業所) [占有率33.3 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名:春日井居宅介護支援事業所、あさひが丘介護センター) [占有率17.2 %]	養
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	・毎月の実績報告書にてモニタリング状況を確認し必要に応じて電話にて担当者に状況確認や同行訪問をしている。	
	その他、特に重点的に		3(2)		ケアプランと個別サービス計画の整合性を確認し、必要時はサービス事業所に期間や内容について伝え、共通理解を図った。	個別サービス計画を確認してサービス事業所との共通理 を図ることで、支援全体における提供サービスの役割と目標を事業所が意識し、ケアプランの適切な支援を確保することができている。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画名目	以	項目番号		具体的な取組内容等	@O <i>∆</i>	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域の方や関係機関とネットワーク構築を図り、相談が入りやすい体制を作るととも に地域ニーズを把握する。			・当センター発行の通信を自治会町内会の回覧板での回覧を依頼 相談窓口であることの周知を毎月行った。 ・民生委員協議会の実施時に包括の周知と情報提供。民生委員の 一人暮らし、高齢世帯調査時に当センターの黄色のカードを配布い ただいている。 ・医療機関へ包括の案内の設置を依頼		センターの案内や緊急時の連絡先等を記載できるカードを、民生委員の調査時に配付してもらうよう依頼している。
総合相談 支援業務	数値目標	相談割合 計画 23 %	3(3)ウ		18.5 % 相談数 高齢者数 1076 / 5810		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	・関係機関の一覧を作成し種別毎にパンフレット等をファイリング、記時更新するとともに必要に応じ本人や家族、関係機関に情報提供をした		地域の高齢者が立ち寄ることが多い関係機関等に、気になる高齢者がいた際に連絡を入れてもらえるよう依頼するとともに、センターの案内の掲示も依頼し、依頼した先はマッピングしている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係機関等に報告している。	3(3)イ	0	・関係機関等からの相談について、聞き取りまたは訪問で状況を確認するとともに相談元へ報告をしている。民生委員に相談しやすさ等についてアクトトにて確認。	0	地域包括支援センター運営等協議会での情報共有に関する意見を受け、民生委員にセンターへの相談に関するアンケートを実施し、アンケート結果から業務改善に取り組む予定としている。
	その他、特に重点的に	- 取り組んだ事項 -	3(3)		 ・初回は2人体制で訪問し課題把握と支援方針の見立てを行う。翌日の朝礼でカナミックの入情報を確認しながら職員間で支援方針を共有。担当者以外でも対応できるようにしている。 ・当法人のホームページ上に相談フォームを設置。開所日以外でも相談できる体制をとっている。 		法人ホームページ内の相談フォームを周知し、曜日や時間 を問わない相談窓口の機能を強化する非常に効果的な取 組となっており、実績として遠方の家族などから相談に利用 されている。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	権利擁護の視点に立ち、虐待への適切な対応と必要と思われる制度につなぐ案内 や支援を行う			・市の虐待マニュアルを全職員に配布。ファイリングして常に確認できるようにしている。・成年後見制度や日常生活自立支援事業のパンフレットを必要なたにお渡ししたり、権利擁護センターに相談をつなげている。	1\	
権利擁護	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(9 件 / 9 件)	0	
業務	虐待対応·養護者支援		3(4)ア	0	・養護者に必要な支援を支援計画に基づき関係機関と協力し、役害 分担をしながら対応をしている。		養護者自身に専門的支援が必要な場合は、支援機関と連携し、養護者支援を実施している。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	・適時、高齢者障害者権利擁護センターを紹介。本人、家族、関係者への 情報提供をしたり、同行訪問など必要に応じた方法でつないでいる	0	成年後見制度等が必要な高齢者がいる場合は、権利擁護 センターを紹介し、必要に応じて権利擁護センターと同行訪 問している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	・当センターの通信で被害防止の啓発活動したほか、居宅介護支援事業所のケアマネージャーと同行訪問し被害の恐れのある方へ通話録音装置などの紹介や啓発のステッカーを活用し被害防止に努めた。	O	地域内で消費者被害の前兆電話の事例を確認し、地域内 のケアマネジャーに呼びかけて単身高齢者等の被害の恐 れのある高齢者宅に同行訪問し、啓発ステッカーを貼り、通 話録音装置の案内をして被害を未然に防止するよう取り組 んでいる。
	その他、特に重点的に		3(4)		かすがいねっと連絡帳を通して、担当地域内の居宅介護支援事業 所に消費者被害が起きていることを連絡し注意喚起。通話録音装置 の案内をあわせて行った。		かすがいねっと連絡帳により即時に、担当地区内のケアマネジャーに消費者被害を疑う事例の発生の情報とともに、通話録音装置取付の案内を行った。また、センターの便りに通話録音装置の案内を掲載し、町内会で回覧して広く周知を図っている。

	57 /E-15 D	評価項目 評価内容		運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
	計画項目		計画内容		項目番号		具体的な取組内容等	@O4	△ 評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援 ケアマネジメントを支援する が多様な機関と連携して利	るとともに、地均	成内でケアマネジャー					
包括的•	事業目標	電話や面談による介護支援専門員課題やニーズの把握に努める。介意 む					・ケアマネ相談日を定期的に設置し、担当地区の居宅介護支援事態所に案内。相談日以外でも随時相談対応。 ・主任ケアマネ研究会に参加し居宅連の研修支援や居宅介護支援事業所向けの研修の企画、運営をおこなった。 ・コロナ禍で中断しかけた介護者の自主的な集まりの場の運営支援をおこなった。		介護者が開催する介護者交流会がコロナ禍でも継続できるよう、場の提供を支援し、地域の家族介護者の支援の場を継続させることで、ケアマネジャーが連携する資源を確保している。
継続的 ケアマネ ジメント 業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見る	を換の場等を設けて	いる	3(5)ア	0	・居宅介護支援事業所連絡会主催の研修の運営協力。 ・担当地区内の居宅介護支援事業所とかすがいかいごネットのグループを活用した連携体制作りに取り組んだ。	0	かすがいねっと連絡帳に地域内の全ての居宅介護支援事業所と情報共有、相談の場を作成し、センターを含めた地域内の居宅介護支援事業所間のICTを活用した連携体制を構築している。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的	とした研修等を計画	Í的に行っている	3(5)イ	0	コロナ禍で集まっての研修はできなかったが、介護支援専門員の個別相談から市の事業、制度の周知など資質向上に繋がる情報提供を個別に行った。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータ として活動できるよう、ファシリテーション研修を実施ている。 また、介護保険居宅・施設事業者連絡会の企画に参加し、 効果的な研修実施を支援している。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項			3(5)		・コロナ禍でのケアマネジメントの取り扱いなど厚生労働省等からの最新 報を常に得るように担当地域内の居宅介護支援事業所との情報共有を 行った。困難ケースはケアマネと協力し、関係機関で役割分担して対応し た。	青	複合的な課題がある世帯では、ケアマネジャーとその他の 関係機関との役割分担を調整し、ケアマネジャーが適切に 支援できる体制を整えている。 かすがいねっと連絡帳に地域内の全ての居宅介護支援事 業所と情報共有、相談の場を作成し、センターを含めた地 域内の居宅介護支援事業所間のICTを活用した連携体制を 構築している。
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュア 住民や地域活動を行う者が 課題解決の取組みを検討	が共有し、参加					_	
	事業目標	地域の特性や地域住民のニーズを民とともに考え、共通理解がもてる。					・コロナ禍で集まっての会議の開催が難しい状態。 ・多くの住民主体の活動も休止している状態のため、地域福祉コーディネーターとともに活動状況を把握しながら、コロナ禍でも工夫し行っていることなどを地域協議体として書面展開を予定。		新型コロナウイルスの感染拡大により、地域協議会は書面会議により開催することと変更し、開催を準備している。
11h 1mh 4		地域ケア個別会議開催回数	計画	1 回			地域ケア個別会議開催回数 0回		
地域ケア 会議開催 業務		地域ケア会議開催回数	計画				地域ケア会議開催回数 0回		
	数値目標	地域協議会開催回数	計画	2 回	3(6)		地域協議会開催回数 1回	$ \ \ $	
						$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ ながった回数 0回	$ \ $	
						<u> </u>	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 0個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び 慮した今後の開催予定を参加者全		討するのに適切な期間を考	3(6)ア 3(6)イ	0	・昨年2月に予定していた協議会、協議体はコロナ禍で開催できず5月に延期したがそれも開催できず。コロナ禍での開催方法を再検討し12月に協議会、協議体の開催を予定をしている		参加者に事前アンケートとアンケート結果の報告をすることで、各参加者の意見や検討すべき事項を共有できるよう予定している。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項			3(6)		地域福祉コーディネーターと地域の活動状況を確認した他、市の財 成を受けていない団体についても包括で活動状況を確認し地域ケ 会議に開催に向けた情報収集を行った。		地域協議会で参加者と共有する地域の状況を地域福祉 コーディネーターと連携して把握している。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

地域包括支援センター名: 地域包括支援センター高森台・石尾台

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
	計画後日	aT	項目番号		具体的な取組内容等	©O2		
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	実施要項・運営方針等を各自に配付し、確認できるよう取組んだ。	0	年度当初に全センター職員で内容を確認し、配付して常に 確認できるよう実施している。	
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	毎月の包括会議で進捗状況を確認している。	0	事業計画、実績値のほか、ネットワーク協力機関の訪問等 スケジューリングできる業務は担当者を決めて年間予定表 を作成し、進捗状況をミーティングで確認している。	
		春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ	0	人員基準を遵守している。	0	条例、人員配置評価基準の規定を遵守している。	
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	0(1)1		NATURE 10 CV V.			
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	包括のチラシを地域拠点や地域代表者へ送付していたが、配付先を見直し追加することで、地域住民の目に増える機会を増やした。	0	担当地区内の医療機関等に引き続きセンターのチラシ設置を依頼し、今年度はドラックストアやコンビニ等の日常的に住民が利用する店舗にもチラシを設置し、アピタ内の掲示板にもチラシを掲示して周知の場を増やしている。	
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	自己決定できるようハートページを活用し複数情報を提供している。	0	ハートページやセンターで作成した一覧等を活用して複数 の情報を提示し、対象者が自らの意思で決定できるように 支援している。一覧や事業所作成のパンフレット等をPDF ファイルで電子データとして保存し、多量な情報を管理して いる。	
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	個人情報に関する法人の規定等に則り管理している。個人情報に 関する書類等は施錠できる場所にて保管している。	0	個人情報に関する法人の規定等に基づいて適切に管理・保 管している。	
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	苦情受付・解決責任者を定め、対応記録を残している。年2回法人の苦情解決委員会に報告している。	0	苦情内容、対応を記載するよう報告手順を定め、適切に 行っている。 	
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。						
	事業目標	自立支援型の介護予防ケアマネジメントを実施する			簡易版課題整理総括表を活用しながら改善に向けて三職種で予後 予測を行っている。収集した地域情報を整理共有し、具体的な自立 支援の取り組みに繋げている。包括会議内で、ケアマネジメントの勉 強会を行っている。	1	基幹型センターが作成したDVDを視聴しながらセンターの保健師が解説してケアマネジメントの勉強会を実施し、センター職員の業務の資質向上に取り組んでいる。	
		第1号介護予防支援利用割合 計画 1.1 %			第1号介護予防支援利用割合 0.9 % (86 人/ 9235 人)		地域の社会資源を利用する人にケアマネジメントCの計画書を作成し、介護予防の自己管理を支援している。 地域の中で相談者の行き先や介護予防の取組みをつないで支援することで、介護サービスに頼らない生活を支援している。	
介護予防	数値目標	介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 48 件	3(2)		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 18 件	$ \ $		
ケアマネジメント		ケアマネジメントC請求件数 計画 12 件		\	ケアマネジメントC請求件数 15 件	'	\bigvee	
業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	三職種でケアプラン原案を確認し、そこから挙がってくる意見を基に プラン修正や担当者会議で実施方等を提案している。	0	ケアプラン原案に簡易版課題整理総括表を添付して回覧 し、整理された項目ごとに課題と改善見込みを確認しながら 三職種で支援内容を確認している。	
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 委託なし (第1位の事業所名) [占有率 0%] 介護予防支援 (第1位の事業所名 春緑苑居宅介護支援事業所) [占有率3	388	令和2年4月以降、介護予防ケアマネジメントの再委託は実績なし。 地域包括支援センターで改善見込みと地域資源での 支援を検討し、ケアマネジメント後の継続した支援を継続するためにセンターが直接支援している。	
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	毎月の実績報告から計画通り実施できているのか確認し、「不調」の際は電話にて状況確認し、実施に向け計画の修正含め提案している。	0	介護予防ケアマネジメントの委託実績はないが、介護予防 支援の委託について、実績報告から実施状況を確認してい る。	
	その他、特に重点的に	ニ取り組んだ事項	3(2)		住民主体サービスの代表者と連絡を取り、参加者に様子の変化が あれば対応できるよう連携に努めた。	0	参加状況や身体の動き等に変化があった際はセンターへ連絡するよう住民主体サービスの代表者に依頼し、地域資源と連携して支援している。	

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	台とは一番できます。	項目番号		具体的な取組内容等	@OΔ	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域のネットワークを活かした総合相談を実施する			地区で行われている会議に出席し情報収集・情報提供を行っている。情報収集した内容はセンター内で共有し、総合相談に繋げている。地域ネットワークから総合相談の連絡を受けた場合、対応した内容等を先方に報告し、継続的な関係構築ができるよう努めた。		地域内の住民主体の団体の会議に参加し、気になる高齢者の情報収集を行い、相談を必要とする高齢者を把握している。
総合相談 支援業務	数値目標	相談割合 計画 38 %	3(3)ウ		22.0 % 相談数 高齢者数 2034 / 9235		
	相談支援		3(3)ア	0	見える化した地区マップを連携先の関係者に掲示できるよう個人用 ファイルに添付している。	0	センターのチラシを設置している関係機関等を「高齢者みまもりマップ」として見える化し掲示できるようにしている。マップは個別の事例に応じて追記し個人の見守りマップとしても応用している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係機関等に報告している。	3(3)イ	0	連絡があれば3営業日以内に連絡をとり、状況確認を行い、関係機関に関わりを報告している	0	センター独自で高齢者見守りマニュアルを作成しており、職員が適切に対応できる体制が整っている。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項	3(3)		地域の医療拠点等に訪問し、情報交換を行い総合相談窓口として の周知を図り、ネットワーク一覧・マップを作成し見える化を図った。	0	高齢者みまもりマップに見守り機関を追記できる用紙を作成し、個別の相談者特有の資源も含めた見守り体制を見える化できるようにして利用者支援の関係機関の連携を図っており、高齢者一人一人がセンターを含めたネットワークの支援を受けられる非常に効果的な取組みとなっている。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利を護る支援を実施する。			通報があれば速やかに基幹型地域包括や市役所・関係機関等と連携を図り、高齢者の権利を護る対応をとった。虐待に関する研修に参加し、研修での学びを包括会議で共有し次回からの虐待対応に活かしていた。		
権利擁護	数値目標		3(4)ア			0	適切に対応している。
業務		計画 100 %		\	100 %(7 件 / 7 件)		コア会議開催前にセンター内で支援計画の養護者への支
	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	高齢者本人だけでなく養護者の課題を整理し、支援計画を立てている。養護者支援について包括会議で支援内容を検討している。	0	援内容を確認している。毎月の会議で実際の養護者への支援内容を共有し、全ての職員が対応に活かせるように取り 組んでいる。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	住民主体サービスの代表者に成年後見制度等のチラシ等を配付することで活動の支援を図った。	0	住民主体サービスの代表者に、成年後見制度や終活など権利擁護センターで相談できる制度を説明し周知している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	出前講座で地域住民に周知し、地域関係者に愛知県警の「すぐメール」の活用方法を提案し、消費者被害を防げるよう取組んだ。	0	地域での出前講座の際に、愛知県警の防犯情報等のメールマガジン「すぐメール」の登録を紹介した。地域の団体代表者には個別にメルマガ登録を紹介し、配信される情報を団体の会員に周知するよう働きかけている。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項	3(4)		地域関係者に通話録音装置配付事業の案内や県弁護士会の訪問 販売お断りステッカーを配布し消費者被害防止に取組んだ。	0	気になる高齢者に配付するようケアマネジャーやサロンの 代表者に依頼した。また、センターが把握している消費者被 害のハイリスク世帯には直接配付している。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	□ 一	RT IMP 3 TET	項目番号		具体的な取組内容等	@O2	2 評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
包括的・継続的	事業目標	担当地域のケアマネジャーが、地域関係者と連携し包括的で継続的な質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整備する			春日井市居宅連絡会のハートスクールにて、高齢者サービスや地域資源情報の提供を行った。また不参加であった居宅介護支援事業に訪問し、同様の情報提供を行うことで、担当地区の質の向上に取り組んだ。		
ケアマネ ジメント 業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	春日井市居宅連絡会のケアマネ向け研修開催に企画運営から携わり、意見交換できるよう努めた。	0	ケアマネジャーに地域の関係機関で行っている見守りの取 組を知ってもらうための意見交換の開催を予定していたが、 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止し、新聞店 等の見守り機関とケアマネジャーの両者にアンケートを実施 し、アンケート結果から相互理解を促す予定としている。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	感染予防のため、アンケートにて意見交換を行い、取りまとめた内容 を改めて交付することで相互理解に繋げた。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータ として活動できるよう、ファシリテーション研修を実施してい る。また、介護保険居宅・施設事業者連絡会の企画に参加 し、効果的な研修実施を支援している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(5)		居宅支援事業所に地域情報等の提供し直接訪問することで、相談し やすい関係づくりに取り組んだ。	0	認知症等の利用者を担当するケアマネジャーを支援する際に、通話録音装置などの介護サービス以外の高齢者支援に関する情報を提供している。
		地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	参加者が主体となれる地域ケア会議を運営し、参加者主体の取組の創設を図る。			包括会議時に勉強を行う等、地域ケア会議運営について理解を深め、コーディネーターと情報交換を行いながら地域関係者とのアプローチ方法を検討した。協議会参加者が主体的に進めれるよう取組んだ。		地域ケア会議について職員が学ぶ場として勉強会を実施した。
		地域ケア個別会議開催回数 計画 2 回			地域ケア個別会議開催回数 3 回		
		地域ケア会議開催回数 計画 回			地域ケア会議開催回数 0 回		
地域ケア会議開催	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)	\	地域協議会開催回数 1 回		
業務				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ 0 回 の	$ \ $	
				\	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 3 個	\	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	会議参加者の意見を書面にまとめ配布している。前向きな意見の学 がった参加者に連絡を取り、今後の進め方について提案・共有して いる。		地域ケア個別会議では会議中に決定事項や今後の動き等をまとめ、参加者で共有している。地域協議会は後日書面で意見をまとめ配付した。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(6)		地域コーディネーターと互いの進捗状況・地域情報交換・共有を行い、地域関係者が主体的に取組めるよう協働した。	0	コロナ禍で地域協議会の開催方法を検討し、当日の会場参加と当日の様子をDVDで後日視聴する2つの参加方法を選択できるようにし、視聴を希望する参加者にはDVDとアンケートを配付してアンケート結果は全ての参加者に配付した。DVD視聴の参加方法により、多くの人の前で意見を言うことやグループワークが苦手な人も参加することができてンケートもじっくりと考える時間があることで多くの意見を聞くことができており、多くの住民が地域協議会に参加する非常に効果的な、その後に他のセンターが地域協議会開催の参考とする取組みとなった。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

職員から対応等の報告を受けている管理者が、他の職員にも共有したほうが良いと判断した場合は、月1回のセンター会議の場で担当者から報告するよう指示し、センター職員の学びの機会をつくり資質向上に取り組んでいる。

地域包括支援センター名:藤山台・岩成台

	評価項目	評価内容	運営方針	-			市記入欄
	可顺久日	BT IIMI F 3 FET	項目番号		具体的な取組内容等	@OZ	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	職員各自に要綱・運営方針を配布している。また、ファイルで保管し、常に確認できるようにしている。	0	年度当初に全センター職員で内容を確認し、配付して常に 確認できるよう実施している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	事業計画は職員各自に配布している。また、いつでも見れるように ファイルに保管している。達成状況は毎月ミーティングで確認してお り貼りだして達成状況が誰でもわかるようにしている。	0	評価票の項目ごとに取組みの実施状況を記載し、センター 内会議で進捗状況を確認している。
		春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	0	退職となった職員はいたが、月単位では基準とおりの職員配置が出	0	急な職員の退職はあったが、速やかに新たな職員を配置している。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	0(1)		来ている。		
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ		センターだよりを定期的に発行し、近隣の薬局・医療機関・公共施設・スパー・UR事務所などに設置、掲示していただいている。また、グルッポ内の掲示板にも掲示している。 老人会・自治会などへの出前講座を実施しする際にも地域包括の原知に取り組んでおりセンターだよりとは別に包括周知用のチラシも作成している。また、グルッポニュースにも毎月活動を掲載している。法人管理のホームページやLINE、インスタ、Facebookにも包括の活動などを掲載して周知を行っている。		民生委員や近隣の店舗等にセンターの案内チラシを渡し、 気になる高齢者に配付するよう依頼し、広く高齢者の総合 相談窓口機能の周知を図っている。 センターの活動内容や介護予防等のセンターが発信する情 報を、センター便りのほか法人ホームページやSNSを活用し て多くの媒体で発信している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	本人・家族へのアセスメントをもとにハートページなどを活用して目的に合った複数の事業所を提示するようにしている。また、サービス事業所ごとのパンフレットホルダーを作成し適切な情報提供ができるようにしている。 各事業所のパンフレットはPCにもスキャンし取り込んだデータをフォルダー保存管理しており検討される方に情報提供できるようにしている。	0	事業所のリーフレット等をデータ化してパソコンに取込み、 相談内容ごとに整理し、相談時に速やかに必要な情報を複 数提示して意思決定を支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	個人情報については法人の規定に基づき、個人情報の管理・保管を行っている。事務所内のデスク、キャビネットはすべて施錠出来るものを採用している。事務所の不在時や休日、営業時間外はセコム管理としている。個人情報の記載がある書類については、通常ゴミと分別し集めており法人へ持っていき業者にて処分してもらっている。	0	法人の規定に基づき個人情報の管理、保管をし、個人情報 の破棄は法人本部で行う等、適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	苦情対応マニュアルに沿って対応している。内容はミーティングなどで全職員に伝え、再発防止や対応を話しあっている。	0	マニュアルとして報告手順を定めるとともに、苦情内容を共有することで再発予防に努めている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	利用者本人とその家族が課題と目標を確認し、利用者本人が自立の意識をもてるようにアセスメントを適切に行い、実施手順に従い介護予防ケアマネジメントを実施する。			アセスメント時には職員共通のアセスメントツール(東京様式アセスメントシート・趣味関心シート・チェックリスト)を活用する。基本情報記載時、今までの生活をきちんと聞き取りし、その方の生活歴を把握したうえでケアプランを立案し、その方に合った計画を作成した。		アセスメントツールを共通とすることで、職員間の意見確認 等が容易となるよう取組んでいる。
		第1号介護予防支援利用割合			第1号介護予防支援利用割合		
	数値目標	計画 1.5 %	3(2)		2.1 % (139 人/ 6778 人)		
		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 12 件	0(2)		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 11 件	$ \ $	
介護予防		ケアマネジメントC請求件数 計画 10 件			ケアマネジメントC請求件数 7 件	\	\
ケアマネ ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	新規のケアプラン作成時には三職種がチェックし、アドバイスや課題の展開について意見を出し合っている。各職種からの修正等チェックされたプランは1冊にまとめ管理し、意見を反映した修正後のプランは本プランとして各カルテに保管している。また、困難事例や新規プランなど進捗状況についてはミーティングで確認している。	0	ケアプラン原案を回覧して3職種が確認して意見を記載している。意見を記載したケアブラン原案を1冊にまとめ、新入職員等がケアブランを作成する際に参考とする資料にし、3職種の視点を学ぶ効果的な取組みとなっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)春緑苑居宅介護支援事業所 [占有率 13.3% 介護予防支援 (第1位の事業所名)ピュアスタイル居宅介護支援事業所 [占有率 15.89	$] \setminus$	
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況 を確認している。	3(2)ウ	0	を託状況を毎月給付管理時に件数を表にして全職員が把握できるようにしている。また、新規委託先の状況が随時わかるようにノートを作成し、毎月新規委託事業所の件数をまとめ、偏りがないように注意している。		毎月の実績報告時に書面にてモニタリング状況等を確認し、必要に応じて委託するケアマネジャーに直接連絡して実施状況を確認している。
	その他、特に重点的に		3(2)		昨年度の協議会参加者よりいただいた地域の集まり情報を基に「地域の負まりの場ブック」として作成し民生委員やケアマネへ情報提供できるツールを作成。今後は更新方法や配布先を検討。それにより相談者が介護サービスだけではなく地域の資源の活用を促すことが出来るようになった。ケアプラン管理については全職員共通の管理用紙を使用している。	0	ケアマネジメント業務で支援している利用者を一覧にし、介護認定の更新時期やモニタリング等必要な手続きに漏れがないよう確認している。

		27 Pr	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	評価項目	評価内容	項目番号		具体的な取組内容等	©O△	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関と顔の見えるネットワークを構築し、社会資源や地域ニーズを把握するなど し総合相談を実施する。			地域の医療機関と勉強会を開催しお互いの意見を交換し交流を深めた。「地域の集まりの場ブック」を作成するために各集会場で開催している内容を確認し、コロナ渦で休止または再開している状況も福祉コーディネーターを通じて把握し情報発信を行った。		地域の医療機関にセンターの役割を周知する勉強会を実施した。
総合相談支援業務	数値目標	相談割合 計画 35 %	3(3)ウ		16.3 % 相談数 高齢者数 1105 / 6778		
	相談支援		3(3)ア	0	関係機関などの一覧表や地域サロンなどをマップ作製し、必要時提供できる体制を取っている。 担当地域の利用者や家族、民生委員や事業所とが顔の見える化を図るため、居宅介護支援事業所と職員の写真を撮り冊子にすることを検討している。	0	センターの案内チラシやセンター便りを設置し、相談等を必要とすると思われる高齢者をセンターに連絡する地域の関係機関、団体をマッピングして見える化し、センター内に掲示している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係機関等に報告している。	3(3)イ	0	連絡をいただいた場合、対応できるスタッフで担当者を決定し早急に 対応できるように努めている。また、いただいた情報については、対 応結果を伝えられる範囲内で返答を行っている。	0	相談があった際は早急に対応し、対応内容は相談者へ報告している。担当者は朝礼で相談内容・対応方法等を報告し、適切な対応であったか確認している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(3)		他地域の方の来所相談もあるため近隣の包括だよりも設置し、担当 包括を案内している。具体的な支援が必要な場合については、担当 包括へ連絡を取り情報提供を行っている。	0	施設利用者には担当区域外の高齢者も多いため、隣接地区のセンターの便りも設置している。 相談内容に応じたリーフレット等をデータ化して保存しており、遠方の家族等にも支援に必要な情報をメール等で提供することで、家族が同席して相談できない地域の高齢者でも家族が支援の提案内容を電話相談と同時に確認できる非常に効果的な取組みとなっている。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	権利侵害の恐れのある高齢者などに対して、地域で安心して生活が継続できるように、関係機関と連携して役割を果たす。			市の虐待マニュアルはファイルにし、常時確認できるようにしている。また、成年後見制度や日常生活支援事業のパンフレットを必要時提供している。社会福祉士研究会において医療機関向け事業所向けの虐待勉強会を開催するなど早期発見につながるよう努めている。		
権利擁護 業務	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(7 件 / 7 件)	0	
	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	対応は必ず2名以上とし、必ず被虐待者と養護者の視点で検討でき る体制を取って支援を行っている。	0	訪問を2名で行い、うち1名は養護者の視点に立つこととし、 養護者支援を検討するよう取り組んでいる。
		高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	まちの保健室、民生委員協議会、出前講座において認知症高齢者 への対応等の講義を行った際に成年後見制度、センターの活動を 紹介、相談にに繋げている。	0	センター職員が権利擁護センターを訪問して成年後見制度や権利擁護センターの機能を学び、他の職員にも伝達研修を行い、権利擁護センターの周知と適切な支援の連携を図っている。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	まちの保健室、民生委員協議会、出前講座において講義前に消費 者被害等の資料やステッカーを配布し啓発を行っている。また、来所 されたケアマネージャーに対してもチラシを積極的に渡すことやグ ルッポの掲示板に掲示するなどし啓発している。	0	警察からの防犯情報をファイリングし、来所者が閲覧できるように設置している。また、地域の関係団体へ防犯情報を配付して啓発し、啓発ステッカーを民生委員等に渡して被害の恐れのある高齢者に配付するよう依頼している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(4)		社会福祉士研究会にて居宅連での高齢者虐待防止の勉強会を行っ た。	0	他のセンターと共同して介護サービス事業所に研修を実施 している。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	町脚久口	BT IMP F 3 FET	項目番号		具体的な取組内容等	©O2	Y 評価理由
		高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	担当地域に関わっている介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握し、解決するための必要な支援を行う。			困難事例やケアプラン立案についての支援を行った。必要に応じて、担当者会議に出席、同行訪問や来所相談に適宜対応している。 近隣の支援や連携が必要なケースでは民生委員や老人会・自治会などへ連絡し、課題解決の支援を行った。		
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	地域の医療機関で研修を実施し、意見交換することができた。また、 たよりの配布時、医療機関より意見を聞く事が出来ている。	0	新型コロナウイルスの感染拡大により、担当地区の民生委員とケアマネジャーの意見交換会は中止した。ケアマネジャーの顔写真付きの紹介冊子を作成して民生委員に配付することで、ケアマネジャーと民生委員の顔の見える関係づくりの支援を行う予定としている。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	地域の居宅介護支援事業所には、相談シートを作成し配布。個別で相談がある場合に相談の時間を作り個別で相談にのる対応を取った。主任ケアマネ研修会において定期的に勉強会を企画し実施している。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータとして活動できるよう、ファシリテーション研修を実施している。 新型コロナウイルスの感染拡大により担当地区内のケアマネジャーの研修は中止したが、ケアマネ相談コーナーとして個別に相談会を実施している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(5)		地域内のケアマネジャーだけでなく困難ケースに対しては専門職が 関わり必要に応じて同行訪問を行い対応した。	0	ケアマネジャーが抱える課題に応じて三職種の職性により 支援者を決めて対応している。 ケアマネ相談コーナーと称して三職種それぞれが持つ知識 と相談できる内容を示した相談受付票を作成して配付し、セ ンターが支援できる内容を地域のケアマネジャーが理解し て相談できる効果的な取組みとなっている。
		地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域特性と住民ニーズを把握して、地域住民や団体が主体となり問題解決に向けた 取り組みを検討する。			現在把握している社会資源などをまとめて作成した便利ブック(集まりの場ブック)を作成し民生委員や事業所などに配布。随時更新しながら地域の便利手帳としての活用できるように進めている。また訪問時の駐車場問題が以前より上がっているため市に確認しハートフルパーキング活用を促進するためのチラシを作製し協力者募集の周知を行っている。 また、介護者が話をする場が少ないという個別ケア会議を通じて地域で定期的に話が出来る場作りを検討する地域ケア会議を検討中。		個別事例等から地域ニーズを把握し、課題を検討した後、 地域ケア個別会議を開催している。
		地域ケア個別会議開催回数 計画 2回			地域ケア個別会議開催回数 1 回		
地域ケア会議開催		地域ケア会議開催回数計画回			地域ケア会議開催回数 1回		
業務	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域協議会開催回数 1回		
				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ 1 回 ながった回数	$ \ $	
				'	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 0 個	\	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	会議前には会議の目的・検討事項を明確に直接参加者各自に伝え、案内を送っている。また、会議時には冒頭に確認をしている。課題に対して次回検討する時期も会議中に参加者からの意見で全員で決定し次回開催時の参加についても参加者にお願いしている。	0	地域ケア会議の最後にセンター職員が決定事項等の意見 を集約して伝え、今後の開催予定を確認して共有し、議事 録を後日参加者へ配付することで再確認できるよう取り組 んでいる。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項 成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する	3(6)		再開した地域のサロンや集まりに訪問を重ね、地域の方の意見や 相談内容から課題を抽出し、必要に応じて相談にのり必要な機関に 繋げるようにしている。	0	今後の地域ケア会議に向け、コロナ禍における高齢者の困りごと等を民生委員やサロン関係者から聞き取り、地域福祉コーディネーターと共有し、地域の課題を検討している。 参加予定者に会議の目的等を説明した上で案内を送付し、地域ケア会議の円滑な運営を図っている。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

地域包括支援センター名:地域包括支援センター高蔵寺

		也多ら行文派でングーチ末町岬示	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
	評価項目	評価内容	項目番号		具体的な取組内容等	©O2	<u> </u>	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	年度当初に実施要綱および運営方針の内容を全職員で確認した。 年度の途中でも、内容を再度確認し、市の方針の再確認に努めた。	0	新たに配置された職員には、年度当初の説明に加え、業務 の中で運営方針等を再確認して理解できるよう取り組んで いる。	
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	センター内で年間計画を作成し、各スタッフに計画書を配布した。センター内会議において、各スタッフの進捗状況を確認している。	0	地域ケア会議や関係機関への働きかけ等の担当者を決め、 実施予定をスケジュール管理し、担当者の報告により進捗 確認している。	
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ	Δ	地域包括支援センター人員配置基準については7月より基準を満た		条例に規定する人員基準を遵守しているが、人員配置評価 基準を満たしていない月があった。	
	1	地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	0(1)/1		していない。			
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	地域包括支援センターの案内チラシを作成し、関係機関へ配布した。機関誌を3か月ごとに発行し、全ての町内会で回覧した。また、協力機関の窓口に設置することで、周知啓発を行った。	0	町内会に回覧のほか、医療機関や喫茶店等担当地区内で市民が多く利用するところに案内チラシを設置した。チラシの印刷を民間事業者に発注し業務量の軽減を図った。	
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	サービス決定には対象者の意向を優先している。希望がない場合は、複数の選択肢を提案し、対象者が自らの意思で決定できるよう支援している。	0	ハートページ等を活用し複数の選択肢を提示して提案している。	
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	個人情報を含む資料は、鍵のかかる書庫に保管している。個人情報 管理マニュアルを作成し、各職員が確認できるようにしている。	0	センター作成の個人情報管理マニュアルに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。	
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)力	0	苦情対応の担当者を決め周知に努めている。苦情があった場合は、 職員間で情報を共有し対応方針を協議し決定している。苦情報告書 を作成し、再発予防に努めている。	0	センター内で報告手順を定めており、苦情を受けた際は苦情報告書に内容、対応方法、再発防止策を記載し、全職員で共有することとしている。	
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目 標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。						
	事業目標	自立支援型の介護予防マネジメントを実施する。			センター内で介護予防マネジメント研修会を開催し、自立支援の視点でマネジメントが実施できるよう努めた。		基幹型包括が作成したDVDを使用して、全職員が参加する研修会を実施した。	
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 %	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.5 % (79 人/ 5155 人)		初回加算算定件数が計画より少ないのは、新型コロナウイルス感染を不安に思い、介護サービス利用を控える高齢者もいたことからと確認。	
介護予防 ケアマネ ジメント		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 3 件			介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 18 件 ケアマネジメントC請求件数 0 件			
業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	新規利用者について、三職種でケアプランの点検・確認を行っている。	0	初回面談後に状況を口頭で報告し、ケアプラン原案を全職員に回覧して意見を記載し、三職種で確認を行っている。意見が記載されたプランは対象者の支援台帳に保管し、支援の中でいつでも再確認できるようにしている。	
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)1		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名 介護相談の部屋・ケアプランセンターくる み・ しおり居宅支援事業所) [占有率33.3%] 介護予防支援 (第1位の事業所名 ファミーユケアプランセンター高蔵寺・春 日井居宅支援事業所) [占有率 12.1%]			
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	介護予防マネジメント・ケアプラン策定内訳票で実施状況を確認している。	0	今年度に新たに委託を開始した利用者がなく、毎月実績ともに提出される内訳票で実施状況を確認している。	
	その他、特に重点的に			\setminus		1		

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	町脚 須口	は M トシ 石	項目番号		具体的な取組内容等	@O2	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	情報の収集や分析・対応について偏りなく適切に実施できる。			初回訪問は職員二人で対応し、対応や分析が偏らないように実施した。社会資源について、情報を整理し、職員間で共有できるようにした。		重点的に学ぶことをセンター長が決め、内容に即した事例を 選定して検討会の実施を予定している。 昨年度と同様に町ごとに担当を決め、関係機関への挨拶等 によりネットワーク構築に取り組んでいる。
総合相談 支援業務	数値目標	相談割合 計画 30%	3(3)ウ		16.4 % 相談数 高齢者数 844 / 5155		センターの事務所が交通量の多い道路に面し、看板も掲げていることから、来所の相談が多くある。
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	収集した社会資源のリストを更新し、マップ化したものをセンター内に 掲示している。	0	センターの周知に協力し、情報提供や見守りに協力してくれる社会資源をリストにし、マップ化して見える化している。
	竹談又该	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係機関等に報告している。	3(3)イ	0	情報が寄せられた時には、1両日中に状況確認を行うようにしている。相談があった関係機関には、必ず結果報告を行うようにしている。	0	関係機関からの相談について、翌日の朝礼で必ず経過を報告し、全職員で状況確認と報告の実施を確認している。
	その他、特に重点的に	・ ニ取り組んだ事項	3(3)				
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待マニュアルに沿った対応ができるよう、職員の体制を整える。			センター内で高齢者虐待マニュアル研修会を開催し、資質の向上に努めた。		基幹型センターが作成した研修DVDにより、全ての職員が参加して研修会を実施した。
権利擁護業務	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(10 件 / 10 件)	0	通報を受理した事例のほか、ケアマネジャー等の相談から もセンター職員の視点で虐待を疑う要素を再確認し、虐待の 発見と防止に取り組んでいる。
~33	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)7	0	▼ 相談対応は2名で行い、被虐待者のみでなく養護者の課題解決に向けても支援を行った。	0	訪問を2名で行い、うち1名は養護者の視点に立つことを意識して支援することで養護者の視点に立った支援の体制を整えている。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	高齢者・障がい者支援センターと連携し、成年後見制度の活用につなげることができた。(3件/年)	0	高齢者・障がい者権利擁護センターと同行訪問する等連携 して支援を行っている。また、将来的に必要となりそうな事例 は情報提供し繋いでいる。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	消費者被害防止の啓発チラシを関係機関に配布し、周知に努めた。	0	センター作成の案内チラシに消費者被害防止の注意喚起の記事を掲載し、全ての町内会で回覧している。民生委員、地域の防犯協会に消費者被害防止のステッカーを渡し、独居高齢者等に配布を依頼し、地域の高齢者に注意喚起と被害防止を広く実施する効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項	3(4)				

	評価項目		評価内容		運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	町岬匁口		at imit s at		項目番号		具体的な取組内容等	©C)△ 評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援 ケアマネジメントを支援する が多様な機関と連携して利	るとともに、地域内でケブ	アマネジャー					
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント	事業目標	介護支援専門員が抱える課題の解	決及び質の向上に向け計画的な	な支援を行う。			困難事例などについては、介護支援専門員と同行訪問や電話などで対応し、必要に応じてケアカンファレンスの開催や、役割をするなど計画的な支援を行った。	括相談 削分担	毎朝のミーティング時に、担当者の報告から方針を話し合い、センターが関係者を招集してケアカンファレンスを行う等、ケアマネジャーの業務を支援している。
業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交	を換の場等を設けている		3(5)ア	0	事例検討会を開催する計画であったが、コロナ感染対策によ 保留となっている。	^{J実施} (多職種の関係機関を集めカンファレンスを実施した。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的	とした研修等を計画的に行って	いる	3(5)イ	0	主任介護支援専門員研究会において、計画的に研修を開催し	ıt:. (地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータとして活動できるよう、ファシリテーション研修を実施している。
	その他、特に重点的に	エ取り組んだ事項			3(5)				
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュア 住民や地域活動を行う者が 課題解決の取組みを検討	が共有し、参加者が主体						
	事業目標	地域課題を地域住民が我が事としてできるよう、生活支援コーディネータ	て理解し、解決に向けた取り組み 一と協働で取り組む。	≯を主体的に実施			コロナ対策で中断していた地域づくり(サロンの創設)を再開し こもり予防の必要性について、住民が理解し意識的に取り組 う、話し合う機会を持つことができた。		新型コロナ感染拡大を受け、予定していた形を変えて開催できるように検討している。地域福祉コーディネーターと連携し、役割分担をして取り組んでいる。
		地域ケア個別会議開催回数	計画 2回				地域ケア個別会議開催回数 1 [
地域ケア 会議開催 業務		地域ケア会議開催回数	計画 回				地域ケア会議開催回数 2 [
	数値目標	地域協議会開催回数	計画 2回		3(6)		地域協議会開催回数 1 [
						$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ ながった回数 1 [
						<u> </u>	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 1 何	固	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び意した今後の開催予定を参加者全員			3(6)ア 3(6)イ	0	決定事項や今後の予定を、地域ケア会議の中で参加者に伝えした。	^{花共有} (地域ケア会議の最後にセンター職員が決定事項を再確認 し、今後の方向性・予定を伝えて参加者全員で共有してい る。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項			3(6)				

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

全職員が参加する毎朝の朝礼で前日に行った支援や活動内容を各自が報告し、意見と実施内容や方針の確認を得ることで、適切な業務の実施とともに職員の資質向上につながっており、朝礼の場が学びの場として機能している。

地域包括支援センター名:春日井市地域包括支援センター南城

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画名目	□ THE	項目番号			©O∆	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	・実施要綱、運営方針を事務室に掲示し、職員に周知。 ・毎年、年度当初のミーティング時に内容を確認、共有を図っている。 ・実施要綱、運営方針をファイル化。全ての職員に配付。いつでも確認できるようにしている。	0	年度初めのミーティング時に、実施要綱及び運営方針を全職員で確認している。運営方針を項目ごとに丁寧に説明するよう心掛けて行っている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	・策定した計画を全ての職員に配布し共有している。 ・策定した計画の達成状況を定期ミーティング時に職員間で確認し 目標達成できるようにモニタリングし、対策を講じている。 ・さらに法人運営会議でも毎月報告し、幹部の評価及び支援をもら い実現化に法人一丸として努力している。	0	年度当初に全職員が計画を確認し、重点的に行うこととした 業務の年間スケジュールを作成、随時見直しを行いながら 管理している。 実績の目標値を定め、スケジュールの進捗と併せて達成状 況を法人会議で報告し、意見を得ている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	0	・人員の配置基準を常に満たすよう、法人本体や他部門と連携を図り遵守している。 ・さらに、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援専任の介護支援	0	条例に規定する人員基準、人員配置評価基準を遵守している。介護支援専門員を専従非常勤で配置し、介護予防ケアマネジメントの業務に従事させ、三職種が他業務に従事す
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している			専門員(プランナー)を配置し、支援の充実を図っている。		る時間を確保できる取組みとなっている。
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	・民生委員、医療機関への挨拶、訪問、サロン等での出張講座の開催などを行いセンターの説明や周知等を図っている。 ・広報紙を作成し、地域の町内会、民生委員等での配布、回覧を実施。本年度はさらに医療機関・薬局・店舗での設置・掲示等を依頼するなど周知の範囲を拡大させた。	0	地域の多くの高齢者が利用する医療機関、薬局に便りを設置し、介護予防の取り組みを紹介することで手に取ってもらいやすいよう内容も工夫して取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)I	0	・全ての対象者に対してハートページや高齢者福祉サービスガイド 等を利用し、制度の説明を丁寧に行っている。本人の状態・ニーズを 把握し、それに即した複数の手段・サービス・事業所等の情報を提 示し、周知とともに選択の幅を広げ、相談対応を行っている。 ・新規のサービス等についても、積極的に把握に努めている。		相談内容に応じてハートページやセンターでまとめた一覧 等により複数の選択肢を示し、本人が自分の意思で決定で きるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	・個人情報を含む書類等は施錠ができる書庫・倉庫等に保管している。 ・個人情報管理マニュアルを整備している。年2回はマニュアルの内容を再確認するとともに、職員向けの研修を実施している。	0	個人情報管理マニュアルに基づいて管理、保管を適切に 行っている。センター長がマニュアル内から重点的に学習す る内容を選定し、研修を定期的に実施しており、センター職 員の資質向上の取組みとなっている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	・苦情対応の手順をマニュアル化し、報告様式を定めて対応した際の記録を残し、対応の適正化を高めている。 ・さらに年1回は記録を振り返り、全職員で情報共有し、再発防止を図っている。 ・苦情受付の責任者をセンター長とし、指示命令の一元化を図り、齟齬の無い様に努めている。	0	センター長を専従常勤職員としており、手順に沿った対応を即時に行うことができる体制となっている。 再発予防を目的に苦情の原因と対応について振り返る研修を予定しており、センターの資質向上の取組みとなっている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	予後予測を適切に行い、自立支援に資する予防プランにより支援する。			・療法士等派遣事業を活用し、利用者の現状・予後予測を適切に把握する。また、3職種で支援内容を検討し、利用者自身が自立のために自己管理し、活動への意欲を維持していけるケアプランを作成する。		リハビリの必要性の判断だけでなく、利用者の意欲向上など療法士等派遣事業を支援に活かしている。
		第1号介護予防支援利用割合			第1号介護予防支援利用割合		
	数値目標	計画 2.0 %	3(2)		1.7 %(94 人/ 5445 人)	\	
	数 但 口 惊	介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 40 件	3(2)		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 21 件		
介護予防 ケアマネ		ケアマネジメントC請求件数 計画 8 件		\	ケアマネジメントC請求件数 4 件	\	
ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	・新規利用者の計画書原案を三職種が確認・検討し、その後、全職員に回覧し、検討結果を共有している。	0	計画書原案に対して三職種が意見を別紙に記入し、意見を踏まえた計画を再確認している。意見の別紙は利用者ファイルに保管することで担当者の再確認を容易としている。
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名:介護相談の部屋、第2春緑苑居宅介護支援事業所、じゃがいも友愛居宅介護支援事業所) [占有率17.6%] 介護予防支援 (第1位の事業所名:じゃがいも友愛居宅介護支援事業所) [占有率16.8%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況 を確認している。	3(2)ウ	0	・一部委託の居宅介護支援事業所から、定期的な報告を受けている。さらに随時相談も受けている。 ・本年はコロナ禍で休止していたケースを全て点検し、必要と判断したケースに対し状況確認しフォローを実施した。	0	毎月実績報告時に書面でモニタリングの状況を確認している。特にコロナ禍ではサービス利用休止した利用者は個別に状況確認を行い、一部業務を委託する事例に適切に関与している。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項 	3(2)		・本年はコロナ禍で休止していたケースを全て点検し、必要と判断したケースに対し状況確認しフォローを実施した。	0	センターが直接支援する利用者と一部業務を委託する利用者の両者にコロナ禍での状況確認を適切に行っている。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	STEAD	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	評価項目	評価内容	項目番号		具体的な取組内容等	@OΔ	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係者・機関と連携し構築した支援を必要とする高齢者の早期発見のためのネットワークを活かし、迅速な対応をする。			・地域資源マップを全職員が活用し、適切な支援に繋げられるようにする。センターの広報紙の関係者・機関への配布や設置をするとともに、支援が必要そうな高齢者へセンターを紹介してもらう。また、センターへ連絡を入れてもらうよう依頼し、ネットワークを強化する。		
総合相談 支援業務	数値目標	相談割合 計画 37 %	3(3)ウ		16.5 % 相談数 高齢者数 901 / 5445		
		①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	・情報をマッピングし、「見える化」した。 ・町内会・老人クラブ・サロン等の情報をファイルにして、速やかに確認及び提示できるよう分類している。 ・新しい情報は職員間で回覧し、共有している。	O	便りを設置してセンターと連携する地域の団体等をマッピングし、見える化している。今後、作成したマップを地域ケア会議で提示し、ネットワークの相互協力体制の構築を進める予定としている。
	相談支援	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係機関等に報告している。	3(3)イ	0	・関係機関等から相談があった場合、当日を含め2営業日以内に訪問又は聞き取りをし、速やかに対応することを基本としている。 ・その後、関係機関等全て報告を返している。更に、報告したケースについては、モニタリングを実施し経過の把握や支援を行っている。		関係機関から情報提供、相談があった場合は適切に状況 確認を行い、近隣住民や関係機関との連携による経過確認 のほか、センター職員も経過を確認する等適切に行ってい る。
	その他、特に重点的に	- -取り組んだ事項	3(3)		・地域の民生委員に支援センターとの連携に関するアンケートを実施し、要望に応える支援体制づくりに心がけた。これに基づき民生委員児童委員協議会にて研修を実施。(12月実施予定)	0	アンケートから担当地区内の民生委員の意見を踏まえ、民 生委員が支援センターや高齢者福祉の制度について理解 を深める研修を行い、高齢者を支援する関係者の資質向上 に取り組んでいる。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待に早期に対応し、本人の安全確保とともに養護者支援をふくめた適切な 支援を行う。 消費者被害を予防するため、情報発信を積極的に行う。			対応中の虐待事例の一覧を作成し、スケジュール管理を行う。 警察等から入る消費者被害に関する情報をファイルにまとめ、地域 の集まりの場での紹介や、介護支援専門員への情報提供を行う。		
	数値目標		3(4)ア		※今年度、虐待通報受理件数は0だが、昨年度受理したケースのうち2件の継続対応あり。(1月通報受理→7月終結、3月通報受理→6月終結)		地域のネットワークにより養護者の見守り、フォローを行うことで、虐待の再発を防ぐことができている。虐待に繋がるリスクの高い世帯は積極的に関わるよう心掛け、虐待防止に取り組んでいる。
		計画 100 %		\	%(0件/0件)		
権利擁護 業務	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	・全ケース、アセスメントに基づき、養護者支援の必要性を見極め、計画して対応している。 ・月毎の虐待対応ケースを表に列記し、各ケースの状況について、 経過を職員及び法人全体で把握している。 ・対応終結後も、継続的に状況確認等のフォローを実施している。	0	被虐待者の受診同行やリーフレットを渡す等、養護者が被虐待者の状態・状況を正確に理解できるよう支援することで、養護者の負担を軽減するよう支援している。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	・成年後見制度が必要と思われるケースの家族やケアマネジャーに、権利擁護センターのリーフレット・チラシを渡している。 ・権利擁護センターから提供を受けたリーフレットやチラシ等は全職員に回覧し、センター内にファイリング及びストックし活用を図っている。 ・権利擁護センター等へ繋いだ後も、家族間の調整など継続的に必要な支援を行っている。	0	成年後見制度等の利用に権利擁護センターが活用されるよう、家族やケアマネジャー等に権利擁護センターのチラシを渡して周知している。 個別事例の支援においても、権利擁護センターと協働し支援を行っている。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	・関係機関から連絡のあった消費者被害の疑いの事例について、春日井市消費生活センターに情報提供している。・サロン等を通して地域住民に消費者被害の情報を提供し、注意喚起している。 ・警察からの消費者被害や特殊詐欺に関する情報をサロン関係者等に配付している。	0	消費者被害を防止するため、担当地区内で消費者被害を 疑う事例を把握した場合は、積極的に消費者生活センター に電話で情報提供している。コロナ禍でサロンを休止してい たが、代表者から参加者に配付してもらうよう警察等からの 情報を提供している。
	その他、特に重点的に		3(4)				

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	計 価内谷	項目番号		具体的な取組内容等	@OΔ	評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行う ケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャー が多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
包括的・継続的	事業目標	介護支援専門員が円滑に利用者への支援が行えるように、適切な支援を行う。			介護支援専門員からの困難事例等の相談に対応し、必要に応じて 同行訪問する等の支援を行う。また、主任介護支援専門員研究会に おいて研修会を実施し、介護支援専門員のスキルアップを図る。		担当地区の介護支援専門員が医療系サービスを利用する際の知識等を学ぶ研修を予定している。
ケアマネ ジメント 業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	・コロナ禍においても、個別ケースにおいて、保健所・病院・介護支援専門員間の連携を図ったり、町内会・介護支援専門員間の関係構築を図った。	0	コロナ禍で多様な関係者等との意見交換は開催しないこととしたが、個別事例では関係機関との連携を支援している。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	・居宅連主催のハートスクールにおいてファシリテータ研修を実施した。(主任介護支援専門員研究会) ・南城地区内の介護支援専門員を対象に医療連携等に関する研修 を実施。(年1回程度の実施を計画)(本年は12月実施予定)	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータとして活動できるよう、ファシリテーション研修を実施している。また、地域の介護支援専門員を対象に、医療に関する理解を深め、医療との連携を促進する研修を開催する予定としている。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(5)				
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域ケア個別会議を実施し、その後、地域課題の解決のための住民主体の取り組み に繋げていく。好事例を地域協議会で他地域にも周知していく。			地域資源マップから地域課題を抽出し、結果をセンター職員間で共有し、企画書の作成時全職員の意見を確認する。地域福祉コーディネーターと連携・協働し、特に地域資源の開発(集まりの場づくり)を 積極的に進めていく。		
		地域ケア個別会議開催回数 計画 2 回 地域ケア会議開催回数 計画 回			地域ケア個別会議開催回数 1 回 地域ケア会議開催回数 3 回		
地域ケア 会議開催 業務	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域協議会開催回数 1回		
				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ ながった回数 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 1個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア3(6)イ	0	→設された件数・検討事項・決定事項を明記した会議の記録を作成し、参加者全員に配付。今後の開催予定は、取り組みの実現に繋げられるよう可能な限り会議中に話し合い、日程調整し、参加者に周知している。		検討事項・決定事項の記録を配付することで参加者が継続して話し合いができるように取り組んでいる。次回開催日時を会議中に調整することで、参加者が検討する期間を考慮して会議に参加できる効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に	- - 取り組んだ事項	3(6)		・コロナ禍での「集まりの場」の創設や再開について、屋外等での実施を提案。堀ノ内町北にて、公園でのラジオ体操の集まりの場の創設に繋がった。参加者にセンターのチラシを配布し、困りごとの相談をしやすくするとともに、さらなる課題発掘等、活動の広がりに繋がるようにした。 ・開催が困難な地域については、フレイル対策などの内容を盛り込んだチラシ・手紙等の配布を実施した。		地域ケア会議により創設された取組みの参加者から意見を 聴取し、活動の発展を検討しており、地域福祉コーディネー ターと連携して地域ケア会議による住民の主体的な活動と 地域づくりに継続して取り組んでいる。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

各業務において、センター長が日々の業務を管理する中で、センター職員の知識や取組みの課題を見出し、課題解決のための研修を企画・実施することで、実態に即したセンター運営の資質向上の取組みを行っている。

地域包括支援センター名:地域包括支援センター松原

	13 17 14 二十八人 >	じみじョス及じング・宇木町岡木	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	評価項目	評価内容	項目番号		具体的な取組内容等	@O <i>∆</i>	評価理由
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	実施要綱、運営方針の内容は常時職員で確認している。書類は常に 閲覧できる状態	0	実施要綱、運営方針を随時確認できる環境を整え、常時職員が内容を理解できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	策定した計画は全職員に配布、入口に掲示し随時確認する。	0	年間スケジュールを作成し、役割分担を職員が把握しやすく 工夫して事務室内に掲示している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ	0	配置基準は常に満たしている。	0	三職種以外の専門職を非常勤でセンター長として配置して 配置時間はセンター長に専従し、センター運営について意見 をもうことで適切なセンター運営を行う効果的な体制となっ
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					ている。
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	徘徊訓練時のたよりを面談時、訪問先で配布している。サロン等でも 包括の役割を含め周知している。	0	センターの便りにセンターの取組と相談機関であることを同時に掲載して周知している。居宅介護支援事業所を介して要介護者とその家族に便りを配付し、ケアマネジャー以外にも相談できる機関であることを周知している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	対象者から強く希望されなければ複数の案を準備し、提案をしている。	0	本人の希望を確認した上で、事業所のリーフレット等を活用し、相見積もりなど意思決定に必要な助言も行い、本人が選択できるよう複数案を提示している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	医療法人の作成した個人情報保護に基づき、常時保管している。	0	法人作成の個人情報マニュアルに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	受付担当者を決め法人と相談して報告する。再発防止のため職員間で共有している。	0	センター内で報告手順を定めており、苦情は法人に報告するとともに、再発防止のため内容を職員間で共有している。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目 標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	状態を悪化させないため早期の医療連携を図り、「利用者の望む暮らし、生活」という 目標を達成できるよう、自己選択、決定を支援する。			主治医・ケアマネ連絡票を用い、意見の聞き取りを行う。医療の専門職の評価を取り入れ複数の案を提案している。同じ法人内の病院では入院中の方の情報共有とし早期に関わりを持ち支援に繋げるようにしている。他の病院とも連絡を密にして入院中の早期介入、支援を行っている。		療法士等派遣事業を活用して適切にアセスメントを実施することで、本人に適切なサービスの利用ができるよう支援している。退院時カンファへの積極的な出席など、病院と連携して早期介入・支援に取り組んでいる。
		第1号介護予防支援利用割合			第1号介護予防支援利用割合		初回加算算定数が計画より少ないが、総合相談業務で支援 を継続する対象者が増加し、介護サービスの利用には至ら なくとも多様な支援策により支援していると確認。
	数値目標	計画 1.6 %	3(2)		0.9 % (57 人/ 6263 人)		
		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件			介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 8 件		
介護予防 ケアマネ		ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件		\	ケアマネジメントC請求件数 1 件	\	
ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	作成したケアプランは報告、回覧し全員が確認する。三職種の意見 があれば取り入れている。	0	担当者のケアプラン原案を全職員に回覧して意見を記入し、 意見を取り入れたプランとしている。意見が記入されたプランは利用者台帳に保管し、利用者支援時にいつでも再確認できるようにしている。
					第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)		
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		六軒屋指定居宅介護支援事業所 [占有率 17 %] 介護予防支援		
					(第1位の事業所名) 介護支援センターグレイスフル春日井 [占有率 13%]	\	
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	社会福祉士、保健師でチームを組み、内容確認し三職種で状況を把握する。問題のあるケースは基幹型包括に相談したのち対応する。	0	一部業務を委託している事例についても、三職種でケアプラン原案を確認している。また、毎月の実績報告時に状況を確認している。
	その他、特に重点的に		3(2)		新規利用者の中から保健師が対応したケースなどをICFに落とし込み勉強会で発表し、保健師の視点や考え方を学ぶようにしている。 基幹型の保健師も参加している。	0	保健師が担当した事例により毎月勉強会を実施し、疾患や心身機能の変化の予後予測の視点を学ぶ機会としている。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	台とは明正	項目番号		具体的な取組内容等	@OΔ	評価理由
		支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
		総合相談で地域におけるネットワークを構築する。ネットワークを活用し支援が必要な高齢者の早期発見、早期対応ができる体制をつくる。			総合相談の中であがった課題を地域福祉コーディネーターの協力を 得て社会資源開発、社会資源の活用を地域に広げることができた。 協力して頂いた地域住民とも良好な関係を築き、地域の資源マップ を作成 しいつでも閲覧可能とした。		高齢者を支援する地域資源のマップを作成し、今後民生委員に配付する等活用を予定している。また、地域資源の把握、開発を通じ、薬局等の地域から支援を必要とする高齢者の相談、情報提供が増えている。
総合相談 支援業務		相談割合 計画 21.1 %	3(3)ウ		20.1 % 相談数 高齢者数 1256 / 6263		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	社会資源のファイリングを行い、職員全員で活用する。担当地区の 社会資源マップを作成した。		高齢者の見守りと情報提供を依頼する予定の地域資源をマップ化し、「まつばらいふマップ」と命名して見える化に取り組んでいる。 非常に効果的とされた取組みを取り入れ、一部地域で「道風くんきにしてネット」と命名し、自治会によるネットワークを創設している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)イ	0	本人、家族等から適切に情報収集し、翌朝の申し送り時までには状況確認している。相談で受けた関係機関にはできる限りの情報共有、場合によっては共同支援をしている。至急対応の際はすぐ5人で共有している。		初回訪問は原則2人で対応し、本人や家族から状況確認するとともに、確認した内容は関係機関へ報告して適切に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(3)				
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	情報共有し、高齢者の尊厳を保ち、安心して暮らせるように虐待、消費者被害の早期発見、早期対応を行う。			虐待対応した後も介護サービスや地域の見守りなどにつながっていない方は包括にて定期訪問し様子を確認している。消費者被害に関する電話、書類が送られてきて高齢者がこまっている時は春日井市 消費者生活センターとも情報共有し、被害を未然に防いだ。		担当地域内で消費者被害の情報を把握したときは、消費生活センターに情報提供を行い、市内全域の被害防止に協力して取り組んでいる。
権利擁護 業務		高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100%	3(4)ア		100 %(5 件 / 5 件)	0	
	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	被虐待者、養護者双方の立場、視点を慎重に精査し社会福祉士と保健師の目線から支援している	0	社会福祉士と保健師で訪問し、異なる専門的な視点から養護者の支援内容を検討して支援している。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	独居認知症高齢者、判断能力に問題がある方は権利擁護センターと 情報共有し共同支援している。社会福祉士が中心となり本人、家族 へ法律専門職との連携調整を担っている。	0	認知症等の判断能力の低下した高齢者の情報を共有し、家族等に権利擁護センターのチラシを渡して紹介するほか、必要に応じて協働して支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	地区民協、サロン等で消費者被害について情報提供を行い、被害防止活動をする。啓発ポスター、掲示物を事業所、関係機関に配布	0	愛知県弁護士会等が作成したステッカー等を、出前講座の機会にサロンで紹介・配付し、関係機関にもポスター等の掲示を依頼するなど、各種団体が作成した被害防止の啓発物品を活用して適切に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(4)		弁護士会より配布された「訪問販売おことわり」ステッカーを独居のた を中心に配布し春日井市での詐欺の状況や最近気をつけなくてはな らない詐欺を中心に説明し詐欺被害防止に努めた。		高齢者のみの世帯に訪問する際に、消費者被害の情報を 提供するとともに、ステッカー等を配付し、被害防止に積極 的に取り組んでいる。

	評価項目		評価内容		運営方針		地域包括支援センター記入欄			市記入欄
	計画項目		計画内容		項目番号		具体的な取組内容等		⊚ 0△	評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援 ケアマネジメントを支援する が多様な機関と連携して利 る。	るとともに、地域に	内でケアマネジャー						
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント	事業目標	ケアマネジャー、多職種、地域の協力	力者が一緒になってす	え援できる体制を整える。			地区民生委員・児童委員協議会に参加し民生委員・児動等の現状を確認し知識を深める。	記童委員の活		
業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交	換の場等を設けてい		3(5)ア	0	地域住民、サロン等協力員、地区社協向けに認知症+ 講座を実施	サポーター養成	0	地区民生委員協議会に地域のケアマネジャーが参加するよう調整し、双方の役割を理解する意見交換会を予定している。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的	とした研修等を計画的	かに行っている	3(5)イ	0	居宅連の研修会に参加し企画を協働して行い、研修会	会を実施した。	0	地域の主任介護支援専門員がファシリテーターとして活動できるよう、ファシリテーション研修を実施した。
	その他、特に重点的に	ニ取り組んだ事項 -			3(5)					
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュア 住民や地域活動を行う者が 課題解決の取組みを検討	ヾ共有し、参加 者							
	事業目標	地域ケア会議運営マニュアルを基に 医療・福祉関係者を含めた取り組み	地域の実情にあった ができるようにする。	課題を選定し、地域住民、			地域協議会で町ごとにグループ分けしその町ごとの課きそうなものを分析した。でた意見を参考に地域資源で項目ごと分ける。協議会の中で資源化につながりそうキーパーソンと話し合いを重ね資源化に繋げた。また源に対し、コロナ禍でも行える見守り活動へ繋げた。	マップを作成し な課題に対し		昨年度実施の地域協議会の後、センターは地域ケア会議の 開催、地域福祉コーディネーターは取り組みの担い手となる 地域の関係者との連絡調整と役割分担し、適宜情報共有す ることで多くの地域課題に対しての取組創設につながった。
		地域ケア個別会議開催回数	計画	1 🛽			地域ケア個別会議開催回数	0 回		
地域ケア 会議開催 業務		地域ケア会議開催回数	計画	回			地域ケア会議開催回数	3 回		
	数値目標	地域協議会開催回数	計画	2 💷	3(6)		地域協議会開催回数	1 回		
						$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ ながった回数	0 回	\	
						\ \\	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数	5 個	_\	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び 慮した今後の開催予定を参加者全員			3(6)ア 3(6)イ	0	協議会ででた課題を包括全体で把握し、スケジュール 担をし、計画的に資源化するよう努めた。	作成、役割分	0	地域協議会で挙がった課題を各地域で共有して地域ケア会議を開催することで、参加者が課題を明確に理解して参加することができるよう取り組んでいる。
	その他、特に重点的に	二取り組んだ事項			3(6)		コロナ禍で高齢者の閉じこもりが増える中、茶話会なと 源ではなく、密にならない様に見守り活動支援に方向!		0	コロナ禍で取組みの主体となる参加者の意見が変化する中で、取組み創設の意識が継続されるよう会議を運営し、取り組み創設まで至っている。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

地域の高齢者や地域関係団体、機関との関係づくりと合わせ、地域課題を把握して地域ケア会議により住民主体の取り組み創設に継続して取り組んできた結果、新たに運営を開始してから3年目を迎えて地域内で多くの取り組み創設に至っており、地域包括ケアの 中核機関として運営されている。

地域包括支援センター名:地域包括支援センター東部

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	町岬匁口	EL Imil LE	項目番号		具体的な取組内容等	@O2	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	年度初めや入職時に内容の確認をした。実施要綱、運営方針をファイルで保管し、常に確認ができるようにしている。	0	年度当初に全職員で内容を確認しており、ミーティング時に も内容に応じて実施要綱、運営方針に立ち返り確認してい る。実施要綱等は常時確認できる体制としている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	策定した計画をセンター内に掲示し、職員全員に配布し共有している。 定期的なミーティングで進捗、達成状況を確認している。	0	事業計画の内容を年間スケジュールにし、ミーティング時に 進捗状況を確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ	0	条例に規定する人員基準を遵守し、さらに職員を加配している。また 専門職が支援に専るとうに事務員を配置している。随時、内	0	評価基準である三職種の職員に加え、事務員を配置して ファイリング等の事務を担うことで、三職種が支援等の専門 性を活かした業務の時間を確保し、センターの質が向上す る取り組みとなっている。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している			部研修やOJTを実施している。		
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	包括案内チラシを町内会に回覧、近隣施設などへの訪問やイベントの参加により広く配布し、広報活動を行っている。 「高齢者まもり隊」の案内を既存の協力機関や公民館等に配布、また新規機関への協力依頼も行い、啓発活動を行っている。	0	センターの案内チラシを町内会に回覧依頼したり、近隣施設等へ設置・配布の依頼をすることで、広く啓発活動を実施した。また、地域の個人商店等に積極的に高齢者まもり隊の協力依頼をし、設置した案内チラシを地域住民が生活の中で目にする機会を増やすよう取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	支援にあたり、公正・中立でなければならないことを職員全員が理解 している。複数の選択肢を提案し、対象者が選択できるようにしてい る。		複数の情報、選択肢を提示し対象者が選択できるよう支援 している。また、朝のミーティング時に公正に利用者支援を 行っているかを確認している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	個人情報の取り扱いは法人の個人情報保護規程を遵守している。 個人情報を含む書類は施錠ができる場所に保管している。	0	法人作成の個人情報保護規定に基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	法人の苦情解決実施規程に従い、苦情解決担当者等をおいて、報告手順を定めている。	0	苦情を受けた際は、苦情解決担当者に必ず報告し、苦情解 決担当者が対応と市への報告の必要性を判断するよう規 定を定めている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。			センター内でケースを共有し、三職種の意見を取り入れて支援内容 の検討を行っている。介護支援専門員や担当職員のプランに対する 助言や提案をまとめて個人ファイルにファイリングして活用している。 本人が意欲、関心を持てるようにサロン等の地域資源の一覧表を提示。 やる気を引き出し、本人が自己管理できるように努めている。		地域にある生活支援や介護予防の資源を「てくてくマップ」と 名付けてマップ化し、本人とマップを見ながら資源を利用し た生活を提案することで、行動範囲と生活を具体的にイメー ジでき、多様なサービスを利用した支援に繋がっている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合	3(2)		第1号介護予防支援利用割合		初回加算算定件数が計画値より少ないのは、地域の生活 支援や介護予防の資源による支援と高齢者まもり隊による 見守りにより、安心して生活できるよう支援できていることが
		計画 1.5 %			1.1 % (75 人/ 6,554 人)		多くあるからであると確認した。
		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 40 件		$ \ $	介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 6 件	$ \ $	
		ケアマネジメントC請求件数 計画 6 件		<u>'</u>	ケアマネジメントC請求件数 5 件 毎朝および月例ミーティングでケースの意見を集約、共有し支援内	<u>'</u>	
介護予防 ケアマネ ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	容の確認をしている。検討内容は記録、回覧し、再確認ができるようにしている。ケアブラン原案を回覧し、自立を促進するために適切な内容であるか三職種で意見聴取をして、担当者に必要な助言や提案をしている。サービス利用の終了(卒業)の評価においてはサロン等の地域資源の活用も含め、自己管理が継続できるように支援を行っている。	0	記して意見を記載している。意見が記載された用紙は個人ファイルに保管し、支援中にいつでも再確認できるようにしている。 朝のミーティング時にも面談や経過の報告から三職種で支援内容を検討し、三職種が意見を確認する機会を持たせて支援している。
	介護予防ケアマネジ メント				第1号介護予防支援		
	•	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		((㈱福祉の里春日井篠木) [占有率 17.6%] 介護予防支援		
					(㈱福祉の里春日井篠木) [占有率 7.7%]		\
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	毎月のモニタリング報告やケアプランチェック、担当者会議等を通して実施状況を確認している。	0	毎月の実績報告時の報告書や担当者会議等により実施状況を確認している。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項	3(2)		月ごとにテーマを決めてプランチェックを行った。三職種で支援内容が自立を促進するものであるか点検し、適切な助言や提案につなげている。今後の支援と職員の資質向上に活用ができるように一覧表、個々のケースファイルで管理している。	0	月に1回、担当者が支援における課題を設定し、支援中の全事例から課題に該当する利用者を抽出してケアプランの内容を三職種で見直し、検討結果をケアマネジャーにも伝え、業務の資質向上に取り組んでいる。支援中から、利用者が日々取り組むことをスケジュールにして渡したり、日記を確認して助言したりすることで、ケアマネジメントの終了後も自己管理できるよう取り組んでいる。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	可顺久日	AT IMP P 3 TET	項目番号		具体的な取組内容等	@O2	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関との連携強化による継続的な支援体制の構築			既存のまもり隊協力機関へ定期訪問し、連携強化している。また今年度も新規のまもり隊協力機関を増やし、地域ネットワークの強化を図る。	=	個別事例を通し、高齢者まもり隊の協力機関同士の情報共有を強化するよう取り組んでいる。また、地域の個人商店等に積極的に働きかけることを予定しており、地域の見守り・支援体制の強化に取り組んでいる。
総合相談支援業務		相談割合 計画 25 %	3(3)ウ		15.3 % 相談数 高齢者数 1005 / 6,554		広く市民が利用する施設内にあり、来所相談も多くある。
		①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	まもり隊マップを更新し、協力機関の一覧表をセンター内に掲示している。地域資源や関係機関の地図や一覧表をファイリングし、必要時に提示できるようにしている。	0	「高齢者まもり隊」協力機関を一覧にし、マップ化して毎年内 容を更新した上で協力機関に配付している。
	相談支援	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)1	0	訪問等による状況確認を速やかに行っている。相談から対応、報告までの一連の流れを一覧表で管理し、定期的に進捗確認をして確実な対応ができるようにしている。報告の際には、今後の見守りの必要性や対応を検討し、まもり隊等を活用して継続した支援体制を構築している。	0	関係機関からの相談が入った際は速やかに状況確認し、確認内容を関係機関に報告している。 対応状況を確認するため、関係機関から情報提供のあった相談を電子データで一覧にし、対応や報告の実施状況、今後の方針を担当者が入力し、センター長が確認して相談に適切に対応できる効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に	・ ・取り組んだ事項	3(3)		地区社協やサロン等、集まりの場への参加や講座の実施、地域協 議会等でコロナ禍の地域の状況やニーズの把握に努めた。	0	休止中のサロンが行う見守り活動やサロン再開時に訪問し、サロン主催者にコロナ禍での参加者の変化に注意するよう伝えて相談を要する高齢者の把握に努めている。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
		高齢者虐待の早期発見及び早期対応並びに高齢者の消費者被害を未然に防止する体制づくり			高齢者虐待防止マニュアルの活用について内部研修を行い、全職員がマニュアルを理解し対応している。外部研修にも参加し、理解を深めている。消費者被害を未然に防止できるようにチラシを配布し啓発活動を行った。必要に応じて高齢者・障がい者権利擁護センターをはじめとする専門機関に適切につないでいる。		実際に担当地区内で特殊詐欺の電話がかかってきたこともあり、警察が作成した消費者被害のリーフレットを設置するとともに、サロン参加者等にも配付した。
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(9件 / 9件)	0	通報が入ったら一覧にし、進捗管理をしている。また、月に数回はミーティング時に全職員で確認している。相談の報告から虐待の早期発見、介入ができるよう全職員で検討している。
権利擁護 業務	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	相談受付時や介護支援専門員からのモニタリング等から得られる情報にも十分留意した対応を心がけている。被虐待者、養護者それぞれの視点に立った支援ができるように2名体制で対応を行っている。 虐待対応一覧表を作成し、定期的に進捗状況を確認するとともに全職員で対応内容の共有、検討をしている。		養護者の視点に立った支援ができるよう2人体制で支援し、必要に応じて関係機関につなぐようにしている。 虐待終結後も関係機関への聴取や訪宅により虐待の要因 となる状況を確認し、再発防止に取り組んでいる。
		高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	必要に応じて高齢者・障がい者権利擁護センターや日常生活自立 支援事業の情報提供を行い、要望があれば速やかに連携を図っ た。	0	本人や家族からの相談内容に応じ、権利擁護センターや成年後見制度を紹介し、連絡を仲介するなど支援が途切れないよう適切に連携して支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	コロナ禍の詐欺被害を未然に防止するために地域のサロンと協力し 啓発活動を行った。個別の防止策としてまもり隊やセンターのチラシ を玄関先に掲示するなどの取り組みをしている。		地域のサロン等に依頼し、消費者被害を未然に防ぐための チラシを地域の高齢者に配付した。消費者被害のリスクが 高いと思われる高齢者宅には、センターのチラシや高齢者 守り隊のチラシを玄関先に掲示し、訪問による消費者被害 の防止に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(4)		コロナ禍に便乗した給付金詐欺被害を防止するための活動をエリア 内の他サロンや医療機関にも広く紹介した。	0	地域の薬局へ消費者被害のチラシの設置や配付を依頼する予定としている。 権利擁護のチラシとともに介護予防や生活支援に関するチラシ等の情報を同封し、しあわせ宝箱と名付けて配付することで、高齢者が手に取りやすく、自分に有益な情報を一度に確認できることで、消費者被害防止の情報を確認する機会を確保する非常に効果的な取組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	行	項目番号		具体的な取組内容等	@OΔ	評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行う ケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャー が多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
包括的・ 継続的 ケアマネ	事業目標	介護支援専門員と地域資源との連携促進			包括合同研修の企画、開催して介護支援専門員の資質向上に努めている。困難ケースなどの支援においては、関係機関と介護支援専門員と連携した支援を行っている。		地域の介護支援専門員が、介護サービス以外の地域資源 を支援に取り込めるよう、助言等を行っている。
ジメント 業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	困難ケースの支援や地域ケア会議への参加により介護支援専門員 が関係機関とつながりを持ち、連携支援ができる関係づくりをしてい る。		地域のサロンで介護支援専門員が個別相談会を開催し、閉会後にサロン実施者との意見交換の場を設けることで、介護支援専門員がサロンを知る機会と意見交換をする機会を同時に満たす予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止することとした。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	介護支援専門員のレベル別に目的を明確にした研修の企画、開催 をし、資質向上に努めている。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータ として活動できるよう、ファシリテーション研修を実施してい る。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項 -	3(5)		介護支援専門員に対して、地域資源の情報提供を行い、サロンの見 学につなげ、多様な機関との連携の機会を設けた。	0	個々の利用者支援への援助の中で、サロン等の地域資源 を利用している場合は、介護支援専門員と地域資源が情報 共有できるよう支援している。
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題に対して住民が主体となって解決に向けた取り組みができるようにする。			各種地域ケア会議や総合相談において地域ニーズを把握し、課題の共有や解決方法の検討を計画的に進め、住民主体の取り組みの創設につなげている。これまでに創設した取り組みについても継続的に現状把握をして、地域福祉コーディネーターと役割分担をしなから支援を行っている。		
		地域ケア個別会議開催回数 計画 2回			地域ケア個別会議開催回数 1回		
		地域ケア会議開催回数計画回			地域ケア会議開催回数 3回		
地域ケア 会議開催	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域協議会開催回数 1回		
業務				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ ながった回数 1回	$ \ $	
				\	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 1 個	\	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	会議参加者に事前に内容を周知し、スムーズな進行ができるようにしている。検討内容や決定事項、次回予定は模造紙にまとめ、参加者と共有している。コロナ禍で今年度、中断や先送りにせざる得なかった課題や取り組みについて協議会で振り返りを行い、関係者と再度共有をした。	0	会議後に決定事項等をまとめた報告書を配付し、参加者が 共有できるよう取り組んでいる。 事前に会議内容と合わせて参加者自身が取り組むことを考 えてくるよう説明し、会議で参加者同士が積極的に意見し進 行できるよう調整している。 地域協議会では、コロナ禍でグループワークを中止する代 わりに事前アンケートで発表内容から興味のあるものを確 認し、事後アンケートで自地域での実現可能性を確認する ことで、地域内の横展開を図っている。
	その他、特に重点的に	・ 二取り組んだ事項	3(6)		コロナ禍における地域課題に取り組み、地域住民の見まもり活動として「しあわせ宝箱」の取り組みを創設した。協議会等で積極的に紹介し、それぞれの地区のニーズに合わせて横展開を進めている。	0	地域ケア会議の参加者により開発した課題解決策に対し、 親しみやすい名称を名付けるよう会議を進行することで、実 施主体となる住民が取組みへの参加意識を継続でき、支援 を受ける高齢者には取組み内容が分かりやすい、両者に効 果が見込まれる非常に効果的な取組みとなっている。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

地域住民が主体となる取組みや参加する取組みに対し、主体的に創設した取組みだと住民自身が自覚して受け入れ易くすること、取組みを名付けることが継続的な運営に効果的であること、の2点を意識し、支援内容が容易に分かる名称を付けられるよう地域ケア 会議を効果的に活用している。

地域包括支援センター名:鷹来

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
	町岬気口	HT IMM F 3 FET	項目番号		具体的な取組内容等	@O2		
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	職員全員が実施要綱、運営方針に眼を通し、事業ごとにすべき役割を意識して包括業務に取り組んでいる。ファイルに保存しいつでも閲覧できるようにしている。		全職員で内容を確認し、ファイリングして事務室内に保存することで、常時確認できる体制を整えている。	
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	所内ミーティングにて事業目標の進捗を確認。職員全員で遂行する 体制を採っている。ファイルに保存しいつでも閲覧できるようにしてい る。	0	事業計画に位置付けた主な取組みに担当者を決め、センター内ミーティングで取組状況を報告して達成状況を確認している。	
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	Δ	10月~11月に三職種配置できず、配置人員も1名欠けた。	Δ	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を遵守できていない期間があった。	
	概兵北區	地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	3(1)4					
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	年2回以上地区民生委員協議会へ出向き地域包括支援センターの活動内容や連携した事例を紹介し、連携の基礎を図った。毎月包括便りを作成し配布している。新しく開設したクリニックに掲示を依頼するなど、周知を広めている。	0	地域内の関係機関にセンター便りを回覧、設置することで、 地域住民に広く周知している。連携した事例を地区民生委 員協議会で紹介するなど関係機関との連携を深めること で、センターに相談が入りやすい体制づくりをしている。	
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	複数の選択肢を提示し、本人がサービスを自己決定できるよう支援した。	0	本人の希望と状況を確認し、必要な支援が受けれらるよう ハートページ等を用いて複数の選択肢を提示することで、利 用者の意思で選択・決定できるよう支援している。	
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、情報を厳重に管理する。本システムを適宜見直し、継続的に改善し、定期的に職員教育を行っている。	0	法人の定める情報管理体制の規定に基づき適切に行って いる。	
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	受付担当者をセンター長とし苦情内容の情報提供し、対応策について法人管理者とも検討する。対応内容の記録を作成、市へも記録の 写しを提出し再発防止に努めている。	0	苦情は全てセンター長が集約し、法人内の手順に従って施設長に報告し、対応を協議するよう手順を定めている。	
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。						
	事業目標	三職種がそれぞれの専門性を活かしつつ、協力しながら自立支援に資するケアマネジメントにあたる。			相談受付、アセスメント、ケアプラン原案作成後の各タイミングで、三職種がシートを用いて把握し、適切なマネジメントができているか検討する。			
		第1号介護予防支援利用割合			第1号介護予防支援利用割合			
		計画 1.3 %	3(2)		0.7 % (41 人/ 5812 人)			
	WIE CI IX	介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 36 件	0(2)		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 22 件	$ \ $		
介護予防ケアマネ		ケアマネジメントC請求件数 計画 3 件			ケアマネジメントC請求件数 2 件	\	\	
ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	相談受付、アセスメント、ケアプラン原案作成後の各タイミングで、三職種がシートを用いて把握し、適切なマネジメントができているか検討している。		各職種に求める視点を決めた上で、意見を記入するシートを作成し、ケアプラン原案とともに回覧して三職種の意見を確認している。 意見シートは利用者ファイルに保管して常に確認できるようにしている。	
				\setminus	第1号介護予防支援	\setminus		
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		(介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 23%]			
	メント			$ \ $	介護予防支援 (介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 42%]			
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	自立に向けた目標が立てられ、到達具合はどこまでか適宜確認している。地域資源への移行が期待できうる利用者に対しては、委託先ケアマネと協同して支援方針を立てている。		毎月の実績報告時に書面でモニタリング状況を確認している。ケアプラン作成時は一部業務委託しているケアプランも三職種で確認し、支援により地域の多様な資源で自立を維持できる見込みの利用者は、ケアマネジャーに目標とする地域資源を示して支援方針を決めている。	
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項 	3(2)					

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画場口	다 에 TB	項目番号		具体的な取組内容等	@OZ	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域の関係機関の情報を把握し、ネットワーク構築を図る。			鷹来地区社会資源マップ、鷹来地区版認知症ケアパス、集まりの場の情報などを更新し、地域住民同士で見せ合えるようにする。包括便りを渡す際、支援が必要な高齢者の情報収集に努める。		
総合相談支援業務	数値目標	相談割合 計画 23 %	3(3)ウ		16.5 % 相談数 高齢者 数 853 / 5182		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)7	0	サロンを始め、運動、趣味活動などの介護保険以外で参加できる場を把握し、地図上にマッピングしている。来所相談時は、マッピングしたボードを見ながら知られていなかった地域資源を紹介している。また、独自で「公民館 サークル 一覧」「生活支援便利帳」を作成し、相談時に利用している。鷹来地区版「認知症ケアパス」の更新も行っている。また、今年度は見守りに特化した「みまもりサービス集」を作成した。さらに、オレンジプラスカフェに「認知症ケアパス」を設置して頂き、住民自ら必要な情報を得られるようにした。	0	「鷹来地区版認知症ケアパス」において担当地区内のおれんじプラスカフェを見える化し、認知症サポーターがいるため認知症の人やその家族が来店しやすくかつ認知症高齢者を見守る店舗であるおれんじプラスカフェ同士の連携を図ることで、市の施策を地域で効率的に発展させてネットワーク化を行う、非常に効果的な取組みとなっている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)イ	0	民生委員や地域の団体から依頼が入った時は、急を要さない場合 を除き、できるだけその日中に訪問している。その日に会えなくても、 近隣住民や関係者になどに尋ねるなどして、安否・現状確認まで必 ず行っている。	0	関係団体から相談があった際は、できる限り当日中に状況 確認を行い、相談者へ報告するようにしている。また、翌朝 申し送り時にセンター長が相談内容と関係機関への報告を 確認している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(3)			0	「生活支援便利帳」や「みまもりサービス集」、「鷹来地区版認知症ケアパス」など、高齢者やその家族の相談内容に応じた複数の資料を作成し、相談者が制度や支援を理解できるよう取り組んでいる。
	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重す ************************************						
		住民自らが権利擁護の意識をもち、消費者被害や虐待の防止を呼び掛け合う地域づくりをする。			地域サロンにて特殊詐欺やその手口について啓発する。民生委員が訪問時、高齢者に手渡す地域包括支援センターの紹介カードに、 消費生活センターや権利擁護センターの連絡先を載せる。		民生委員が調査時高齢者に渡すセンターの紹介カードに消費生活センターや権利擁護センターの連絡先を掲載し、広く高齢者に周知した。
権利擁護業務	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(2 件 / 2 件)	0	
	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	養護者の心理に寄り添って、事実確認のうえで、適切な関係機関を紹介した。また、事実無しと判断された場合でも、自宅訪問し、その後の様子が安定しているかどうか確認している。	0	応して又接で11つでいる。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	不動産関係や日常の金銭管理に不安がある、という利用者本人や 家族に、権利擁護センターを紹介した。	0	新型コロナウイルス感染拡大予防のため、成年後見制度を広く周知する機会は失ったが、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や家族を権利擁護センターに繋いで支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	地域サロンにて、消費生活センター啓発カード(ホットライン)を配布、民生委員協議会にて訪問販売お断りステッカーを配布し、気になる住民がいたら手渡して頂くようお願いした。また、民生委員のひとり暮らし調査の際、手渡す地域包括支援センターの紹介カードに、消費生活センターや権利擁護センターなどの連絡先を記載し、住民が直接それらに相談できるようにした。		昨年度から引き続き、民生委員による地域での訪問販売お 断りステッカーの配付に取組み、地域の高齢者サロン等で の啓発等、地域の高齢者に広く消費者被害の防止を呼び 掛けるとともに被害の恐れのある高齢者にステッカー等の 予防策がいきわたる効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に		3(4)				

	55 /E-75 D	到 /II + + + + + + + + + + + + + + + + + +	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	評価項目	評価内容	項目番号		具体的な取組内容等	@O	評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行う ケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャー が多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント 業務	事業目標	ケアマネジャーと地縁組織の連携を促進し、切れ目のない支援体制を構築する。			民生委員とケアマネジャーを集め、意見交流会を開催する。		
	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	Δ	松原包括と合同で、地域のケアマネを対象とした研修会を企画していたが、コロナ流行によって、開催延期となった。	0	1月の地区民生委員協議会にケアマネジャーの参加を依頼 し、意見交流会を実施予定としている。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	主任ケアマネ研究会主催で、ファシリテーションなどをテーマに研修 を企画した。民生委員協議会にて、ケアマネと民生委員がお互いの 業務を知る機会を設けた。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータ として活動できるよう、ファシリテーション研修を実施している。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項	3(5)				
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	介護予防に資する住民主体の取り組みを創設する。			地域課題の共有を意識した地域ケア個別会議を開催する。		地域ケア会議の開催前に参加予定者に地域ケア会議の趣旨や目的を説明するとともに、感じている課題やできそうな取組について聞き取りをし、地域福祉コーディネーターと検討し会議の目的を明確にし開催した。
		地域ケア個別会議開催回数 計画 1 回			地域ケア個別会議開催回数 1 回		
地域ケア 会議開催		地域ケア会議開催回数 計画 回			地域ケア会議開催回数 0回		
業務	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域協議会開催回数 1回		
				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ ながった回数 0回	\	
				\	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 0 個	\	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	「共食」をテーマにした取り組みを構想し、年間計画を立てていたが、 コロナ流行により大幅な変更を余儀なくされた。コロナ禍における取り組み創設に向け、新たに登録されたオレンジプラスカフェ(認知症カフェ)を活用する方向でケア会議を開催した。参加者と綿密に連絡をとりながら、地域課題の共有および取り組み創設の具体化を進めている。	0	地域ケア会議の最後にセンター職員が決定事項等の意見を集約して伝え、今後の開催予定を確認して参加者と共有している。
	その他、特に重点的に	ニ取り組んだ事項 	3(6)		コロナ禍における高齢者の生活実態を、民生委員やサロン関係者などから詳しく聴き取り、地域福祉コーディネーターと共有している。地域資源の不足しているエリアの情報も適宜共有している。		今後の地域ケア会議に向け、コロナ禍における高齢者の困りごと等を民生委員やサロン関係者から聞き取って地域福祉コーディネーターと共有し、地域の課題を検討している。

特記事項			

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

地域包括支援センター名:春日井市地域包括支援センター柏原

		評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画 現日 	評価内容	項目番号		具体的な取組内容等	@OZ	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	年度開始時の会議で、全職員で実施要綱や運営方針の確認をし、 資料を回覧。ファイルを保管し常に確認できるようにしている。	0	年度初めに回覧して全職員が確認し、ファイルを事務室内 に保管して常時再確認できるようにしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	年度初めに事業計画を全職員で確認し配付。評価項目ごとの目標等をわかりやすくまとめた詳細計画・各事業の年間スケジュール表を作成し掲示、進捗状況を毎月の会議で確認し掲示している。	0	評価票に予定の具体的取り組みを記載し、各取組みの担当者を決めて年間スケジュールを作成し、担当者が進捗を記載することでセンター長始め全職員が進捗を把握、確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ	Δ	年度初めと職員の入れ替わりごとに、センター長にて人員基準を確認している。主任介護支援専門員の急な退職により、令和2年10月1日から必須配置職種、人員数において欠員の期間がある。	Δ	職員の退職により条例に規定する3職種を配置できていない期間がある。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している			主任介護支援専門員の急な退職により、必須配置職種に欠員、加えて社会福祉士の育児休暇により、専門職配置5名のところ2名欠員の期間がある。 包括の案内等を担当地域全域に回覧板で回す(1回/年) お便りを		定例化できている回覧や便りの設置は、頻度を減らして継
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	で成(2回/年)し、市役所や公民館等へ配置。地域の集まりの場に 挨拶に出向く。民生委員地域の実情把握調査で案内配付。相談時 に案内配付し、近隣の心配な方への包括の周知を依頼している。	0	た例化できている回見や使りの設直は、頻度を減らして概 続して実施し、相談者に近隣等の心配な人や相談するとよい人に案内を渡すよう依頼することで、周知に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	常に利用者の自己決定を尊重、ハートページや施設一覧、県情報 公表システム等インターネットを活用した情報等を提供、複数の選択 肢を提案し、利用者が自分で選択し決定できるよう対応している。	0	一覧等で複数の選択肢を提示して利用者が自己決定できるよう支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	春日井市医師会在宅療養センターの個人情報保護管理マニュアルを全職員で確認し対応している。春日井市個人情報保護条例についても回覧し確認。ケース記録を通し番号で管理し、カルテ庫に保管、鍵を鍵庫で保管している。	0	マニュアルを規定して適切に管理している。また、支援の記録に通し番号を付し、管理場所を記録することで紛失を防止し、適切な管理に取り組んでいる。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)力	0	苦情対応については責任者をセンター長とし、受付担当者にて収集 した情報について、センター長、療養センター長とともに協議し、その 後の対応を行う。必要に応じ市へ報告を行う。苦情の内容を記録に 残す。(当事業所、他事業所)苦情や事故につながるインシデント等 を記録し、予防策を検討し共有している。	0	苦情受付の様式と報告手順を定めて適切に体制を整えている。業務の中で他事業所に対する苦情の相談を受けた際は、苦情に繋がった内容の共有と、予防策を検討することで適切な運営に取り組んでいる。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	(事業目標)春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、予後予測を適切に行い、自立支援型のケアプランを作成する。 (主な取組内容) センター内会議にて支援内容を検討する際チェックシートを活用し、3職種の意見を取り入れる。また、必要時は療法士等派遣事業等を活用し、身体機能の現状と改善見込みの評価を受け、ケアプランに反映させる。分かりやすい言葉を使い、意欲を引き出すケアプランを作成する。			新規のケースは、チェック票を使用しケアプランの内容について三職種で共有し(1回/月又は随時)、予後予測を適切に行い、自立支援を目標とできているか確認。介護予防ケアマネジメントマニュアルを確認しながら業務を行うことで職員間で統一した対応が図れるようにしている。今年度は感染症予防対策のため、療法士派遣事業の活用が計画通りできない為、看護師の意見を中心に職員間で改善見込みについて考え、プランチェックに取り組んでいる。		新型コロナウイルスの感染を不安視して本人や家族が療法 士の派遣を拒否することもあり、チェック表に職員間で予後 予測について意見を記載できるよう変更した。
		第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5%			第1号介護予防支援利用割合 1.4 % (80 人/5807 人)		
	数値目標	1.3% 1.3%	3(2)		1.4 % (
介護予防					「「たます。」 「	$ \ $	
カロステック ケアマネ ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	新規のケースは、独自のチェック票を使用することで、プランチェックを効率良く行い、三職種の意見を記録に残し、それをもとにプランを修正変更する等し、三職種の意見をプランに反映させている。継続のケースはミーティングで担当者が報告・相談することで共有を図っている。主任介護支援専門員が不在期間は介護支援専門員が意見を提出している。	0	確認する内容を項目にしてチェック票にし、チェック票とケアプラン原案を回覧して意見を記入することで支援内容を確認している。 チェック項目には、即時の修正は不要だが今後修正を検討すべきとの選択肢もあり、利用者台帳に保存することで支援の中で活かされるよう工夫されている。
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所 上条ケアプラザ・グリーン) [占有率 18.5%] 介護予防支援		
				$ \ $	/ 「	$ \ $	
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況 を確認している。	3(2)ウ	0	担当者会議出席、毎月の実績報告、評価時に提出される書類を確認する等により、委託先事業所へ介護予防ケアマネジメントの実施 状況を確認している。	0	実績報告時に書面でモニタニングの状況を確認している。 一部業務委託する利用者もチェック票でケアプランを確認 し、担当者会議にも原則出席して関係機関の意見も確認 し、ケアプラン作成に適切に関与している。
	その他、特に重点的に	・ ニ取り組んだ事項	3(2)			0	チェック項目を作成して意見を確認するように取り組むことで、担当者が項目を意識して支援計画を作成し、チェック内容を自己評価することとなり、職員の資質向上が図られている

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画名 日	11	項目番号		具体的な取組内容等	@OΔ	至 評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。				<	
	事業目標	(事業目標)これまでに構築した関係機関との連携を密にし、地域の高齢者に関する相談がセンターに早期に入り、地域ニーズを把握しやすい体制を作る。 (主な取組内容)地区民生委員協議会へ出席、介護サービス事業所との連携、医療機関へ案内掲示依頼、薬局・商店等へ高齢者まもり隊協力依頼等を継続する。さらに個別ケースにおいて、連携先機関と具体的連携方法を共有し、ネットワークを活用した見守りや、効率的な状況把握が行えるように取り組む。			町内会回覧依頼(1回/年) 町内会、老人会、高齢者サロンの会長や代表者へコロナ禍での会の開催状況を確認し(24団体)、協議会資料として作成した「コロナ禍の中での介護予防と地域のつながり作り」について情報提供、集まりを開催している団体へ出向き挨拶し、お便りなどを配付する等、連携を図った。 民生委員児童委員協議会へ出席地域の実情把握調査後に民生委員と電話での情報交換を行った。 医療機関への案内掲示依頼・高齢者まもり隊の依頼まもり隊等との連携事例を蓄積し、高齢者まもり隊マップを更新し配付。		高齢者まもり隊新聞を作成し、高齢者まもり隊協力機関の情報提供で支援した事例や、協力機関同士の連携協力の事例を紹介し、まもり隊のネットワーク構築を図っている。
総合相談支援業務	数値目標	相談割合 計画 38 %	3(3)ウ		20.4 %		
		①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	高齢者まもり隊マップ・地域ネットワーク一覧を更新。高齢者まもり 隊、医療連携の一覧表等をセンターに掲示。高齢者まもり隊マップを 依頼先へ配付。	0	コロナ禍においても高齢者まもり隊協力機関に出向いて地域の見守り等の役割を説明し、マップにより見える化した ネットワークの強化に取り組んでいる。
	相談支援	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)1	0	関係機関から連絡が入った時は、速やかに訪問、または聞き取りにより、高齢者本人等の状況を確認する。連絡元に対し、個人情報に配慮した内容でフィードバックを行い、連携を図っている。常時センターに職員が残るようにし、相談・対応が遅れない体制を作っている。	0	事務員を常時事務室内に配置し、関係機関等からの相談を 受け付けている。相談への対応内容は翌日朝のミーティン グ時に報告し、適切な対応であったか確認している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(3)		ケース記録を通し番号で管理し、一旦終了したケースや担当者が不在の場合等にも、すぐに記録を確認、他職員で効率よく対応できるようにし、相談が途切れない体制を作っている。 事業目標評価に記載のとおり、コロナ禍の中でも、積極的に地域の各団体代表者等との連携を図った。	0	支援記録を通し番号で管理し、保管された過去の記録を職員が容易に確認できるようにしてセンター内で支援経過が途切れることのないよう取り組んでいる。 地域福祉コーディネーターと連携し、コロナ禍で住民主体団体を訪問して他団体が行う見守り活動等を紹介し、地域の見守り等を強化できるよう取り組んだ。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。				<	
	事業目標	(事業目標) 業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、成年後見制度等適切な制度へつなぐ支援 を行う。虐待を早期発見、消費者被害を未然に防止できるよう、民生委員、介護保険 サービス事業所、居宅介護支援事業所他、関係機関と連携を図る。 (主な取組内容) 高齢者・障がい者権利擁護センター、成年後見制度等のリーフレットを携帯し、相談 時に配付する。関係機関と連携し、虐待や消費者被害を早期に発見できる体制を作 り、相談が入った時は基幹型センターや市の担当課と協議の上、個別ケースに即し た対応を行う。			業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、適切な制度や機関につなぐ支援を本人、家族に対し行う。左記リーフレットを携帯し、相談時に配付。総合相談支援業務評価に記載の通り、関係機関との連携を強化し早期発見できる体制を作り、基幹型センターや市の担当課と協議の上、個人ケースに即した対応を行う。特に担当地域の居宅介護支援事業所、医療機関に対して権利擁護に関する案内を作成し配付、連携強化の働き掛けを行っている。市の対応マニュアルに基づき作成したセンター内の対応マニュアルを年度初めに職員全員で確認し、対応時に確認できるよう、センター内に保管している。		高齢者虐待の早期発見と消費者被害の予防に関する案内を作成して医療機関に配付し、居宅介護支援事業所等にも今後配付を予定している。 昨年度同様、市が作成した対応マニュアルからセンターの対応手順のみを抽出して作成したマニュアルを職員全員で確認し、高齢者虐待の対応が滞りなくできるよう体制を整えている。
権利擁護 業務	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応ができているか、センター内で情報を共有し、担当者で確認する。 100 %(11 件 / 11 件)	0	
	虐待対応・養護者支 援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	必要と判断したケースでは、高齢者本人だけでなく養護者について も、介護サービス増による介護負担軽減、家族関係調整、家族介護 者交流会の参加へつなぎ介護ストレスの軽減を図る等、支援計画を 立て対応している。	0	養護者支援のため、家族介護者支援センターや介護者の 交流会を紹介する等、養護者支援を主体的に行う機関に繋 げて支援している。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	成年後見制度等が必要な場合、高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し後見申立てがスムーズに行われるよう、制度説明、本人家族間の調整、受診の支援等を行う。地区民生委員協議会で成年後見制度の事例を扱い、権利擁護センターの説明の場を設け、地域での活用の促進に協力している。		地域の民生委員を対象に、高齢者・障がい者権利擁護センターと協働して成年後見制度と権利擁護センターの周知を 行う予定としている。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	消費者被害情報が入った場合、個別相談対応を行う他、市や民生 委員と共有し、地域内で再発防止のための見守りを強化、お便りに 消費者被害予防啓発の内容を掲載し周知を図った。担当地域内介 護支援専門員へ独自の案内を作成し配付、情報提供と連携を依頼	0	センター発行の便りで消費者被害予防を啓発し、地域内で 回覧したり、まもり隊協力機関に設置したりしている。また、 注意喚起するための案内を作成し、地域内の介護支援専 門員から利用者への配布を予定している。
					している。		

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	可順次日	BI IMM L 3.22.	項目番号		具体的な取組内容等	©OZ	Y 評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行う ケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャー が多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。				<	
包括的・継続的ケアマネ	事業目標	(事業目標) 介護支援専門員が抱える課題・ニーズの把握に努め、必要な支援を行う。 担当地域内の介護支援専門員と社会資源との連携促進を図る。 (主な取組内容) 担当地域内の居宅介護支援事業所に対し、事業所の主任介護支援専門員と連携し 相談を受け、後方支援を行うこと等で介護支援専門員の抱える課題を把握する。介 護支援専門員同士の連携や、高齢者に係わる医療関係者等地域の社会資源と介護 支援専門員の連携を図る目的で、研修・交流会を開催する。	Jan.		主任ケアマネジャー研究会企画研修 8月20日・9月17日 ファシリテーション研修実施 包括柏原企画研修 10月「医療相談窓口との連携研修」を計画したが、感染症予防対 策と 医療関係者の業務負担を考え中止とし、来年度再度計画とす る。社会資源パンフレット集等を更新、新たに、家財道具等処分業 者(終活)・有料老人ホーム紹介センター等の情報をまとめ、必要時 情報提供できるようにしている。	\	医療機関の相談窓口となっているクリニックの看護師と介護 支援専門員の連携研修、意見交換会を企画したが、今年度 は新型コロナの感染拡大防止のため中止とし、次年度開催 予定。
ジメント 業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	介護支援専門員同士の連携を目的に地域内で座談会や研修会を 開催、医療関係者と介護支援専門員の連携を図るための研修会を 開催する予定であったが、感染症予防対策のため今年度の開催を 中止とした。業務を通して介護支援専門員等との連携を図った。	0	地域の診療所の連携窓口となる担当者と介護支援専門員の意見交換の場の開催を企画していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止とし、次年度に実施を延期している。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	対象とする介護支援専門員の条件と目的を明確にして研修計画を立て、実施することを他センターの主任介護支援専門員と共同で行った。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータ として活動できるよう、ファシリテーション研修を実施してい る。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(5)		「独居高齢者入院時に係るケアマネの支援」として、独居高齢者の 入院時に必要な社会資源情報をまとめると共に、独居高齢者支援 用のアセスメントチェックシートを作成し、介護支援専門員へ情報提 供できるようにしている。	0	センターが総合相談等の業務の中で把握した、民間保険加入の有無等の入院時に確認が必要となる情報の事前確認チェックシートを作成中であり、ペットの預かり等の資源と併せて介護支援専門員に提供することで、センターが持つ実践的な知識と対応を介護支援専門員がセンターに相談することなく実施できる非常に効果的な取組みとなっている。
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。				<	
	事業目標	(事業目標) 地域福祉コーディネーターと連携し、地域特性や地域住民のニーズを把握し、参加者 が課題を身近に感じ解決の取り組みを検討できるよう会議を企画し、実施する。 (主な取組内容) 全ての地域ケア会議において、企画書により開催の目的、課題を明確にした上で、 参加者である地域住民や地区社協他、地域の関係機関が課題解決に向けて積極的 に話し合いができるようにする。会議開催後に地域住民が課題解決に向けて主体的 に取り組めるよう、地域福祉コーディネーターと連携する。			地域ケア個別会議や、総合相談業務、地域協議会等を通じて把握した地域課題や住民のニーズ等について、地域でその課題を話し合うことで地域住民や関係機関が身近な地域課題として意識し、解決へ向けた取り組みを検討することができるよう会議を開催。すべての会議において企画書により開催の目的、課題を明確にしている。会議開催時には企画の段階から地域福祉コーディネーターと協働し、運動の教室の立ち上げや、新しいネットワークづくり等、住民活動へ繋げやすいように連携を密にし、取り組んでいる。		地域ケア個別会議の企画に地域福祉コーディネーターも参画し、課題解決に向けた他地域の取組み等を参考意見として確認する等、地域福祉コーディネーターと連携して地域ケア会議を開催している。
		地域ケア個別会議開催回数 計画 2回			地域ケア個別会議開催回数 2回		
地域ケア		地域ケア会議開催回数計画回			地域ケア会議開催回数 1回		
会議開催業務	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域協議会開催回数 1回		
				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ 1 回 ながった回数 1	$ \ $	
					│ 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 1 個	'	**************************************
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	会議での検討事項・決定事項をまとめた記録を作成し、会議参加者 へ書面にて配布する。会議の中、もしくは会議後に今後の会議の方 向性や、取り組みの創設に向けた手順について参加者と共有を行っ ている。	0	議事録を作成して検討事項、決定事項を配付し、参加者と 共有している。会議の中で課題解決の取組み創設に向けて 各参加者が主体的に関わる役割や予定を共有し、継続して 取組み創設を検討できるよう実施している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(6)		コロナ禍の中での地域の取り組み促進に重点を置き、会議の企画をし、実施した。手芸等趣味活動に着目し、自宅に居ながら地域との繋がりを感じられるネットワークづくりの構想を地域ケア会議で具体化し、取り組みを創設することができた。地域協議会は書面会議とし、「コロナ禍の中での介護予防と地域のつながり作り」等について議題とし、地域福祉コーディネーターと積極的に連携し、今だからこそ行うべき取り組みについて具体的に検討してもらえるよう、丁寧に資料を作成し、説明に時間をかける等し、参加者へ働き掛けた。	0	コロナ禍で感染拡大と参加者の不安を防止するため、地域協議会の開催方法を変更し、書面会議として開催して他団体の取組みを紹介することで、新たな取り組みとして取り入れてもらったり、地域住民のつながりや地域団体同士のつながりの大切さの再確認してもらったりする等、状況に応じた工夫により業務を行っている。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

地域包括支援センター名:地域包括支援センター中部

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	計画约会	項目番号		具体的な取組内容等	@OZ	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	実施要項、運営方針について、年度初めの会議にて全職員に配布し、日々意識しながら取り組むよう働きかけている。	0	年度当初にセンター内会議で各内容や、運営方針と事業計 画の関連など説明して全職員に配付し、常に理解・確認できる環境を整えている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	毎月25日前後に全員参加の会議を開催し、計画目標の達成状況の 報告と今後についての意見交換をしている。	0	事業計画の取組み毎に担当者を決め、月1回のセンター内会議で相談数等の実績値と合わせて担当者が取組みの実施状況を報告し、達成状況を全職員で確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ		市の人員基準を満たした配置ができている。	0	条例に規定する人員基準及び人員配置基準を満たしている。
	柳貝比但	地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	3(1)4		川の八貝季平で向にした配直がてきている。		
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	地域関係者、地域住民が利用する場所へ包括新聞を設置し、相談 窓口としての周知を図っている。また、毎月の民生委員協議会へ出 席し、連携を図っている。	0	包括新聞に住民からの要望を取り入れた記事を掲載することで興味関心を引くように工夫し、地域住民が日常的に利用する場所に設置して周知している。民生委員から地域住民に配付するよう依頼している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	相談内容に応じて複数の方法。複数の選択肢(業者)を紹介するよう 努め、可能なら事前に見学や体験できる機会を手配し、利用者が自 らの意思で決定できるよう取り組んでいる。	0	本人の状況を適切に把握し、本人の希望するサービス事業 所のみでなく、サービス種別も本人が選択できるよう複数の 選択肢を提示している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	法人で定められた個人情報保護規程に基づき、個人情報の管理・保管を行っている。事務所や分室は職員退室後は施錠を徹底している。	0	法人作成の個人情報保護規定に基づき個人情報の管理・ 保管を適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)力	0	苦情を受け付けた場合には速やかに上司へ報告・対応し、法人規程 の様式にてその経緯を記録している。その記録は年2回の法人開催 の第3者委員会に提出される。		苦情内容、対応を記載するよう報告手順を定め、適切に 行っている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	利用者が住み慣れた地域で、自ら自立を意識した生活を送ることが出来るよう支援する。			地域の社会資源をまとめたファイルを作成・活用し、介護保険サービスだけでなく、インフォーマルサービスの活用に努めた。 療法士派遣を活用。外部の専門職の意見も参考に利用者へ提案を行った。最終的に、サービスではなく利用者自身の自主的取り組みの開始につながった。		アセスメントの内容を全職員で共有し、リハビリ専門職から の意見の必要性を検討して療法士等派遣事業を活用している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.3 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 50 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.2 % (109 人/ 9,044 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 26 件		
介護予防ケアマネ		ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件		\	│ │ケアマネジメントC請求件数 4 件		
ジメント業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	原則全員参加の朝・夕礼におてい随時プランや支援についての情報 共有や意見交換をし、ノートに記録を残している。初回のケアプラン についてはセンター内で原案を回覧し、三職種で意見交換をしてい る。	0	ケアプラン原案を回覧し、三職種が内容を確認して意見を記載している。 アセスメント内容や支援経過についても担当者が必要に応じて夕礼時に報告し、三職種の意見を確認している。
					第1号介護予防支援		
	介護予防ケアマネジ メント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		(上条ケアプラザ・グリーン) [占有率 19%] 介護予防支援		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況 を確認している。	3(2)ウ	0	(上条ケアプラザ・グリーン) [占有率 17%] 毎月のケアプラン策定表での簡易な状況確認の他、状況変化があれば相互に連絡を取り合った。	0	毎月実績報告時に書面でモニタリングの状況を確認し、詳細を確認すべき利用者については、受託者に電話等で状況を確認している。
	その他、特に重点的に	- に取り組んだ事項	3(2)		サロン等のインフォーマルサービスの活用に努めた。 療法士派遣を利用した。	0	介護サービスのみでなく、サロン等のインフォーマルサービスも積極的に活用して支援している。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画項目	수업에게	項目番号		具体的な取組内容等	@O2	1 評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域住民が相談しやすいようにセンターを身近に感じてもらい、住民同士が互いに問題や強みを把握して解決できるように支援する。			民生委員協議会への出席や毎月の包括新聞配布の際の情報収集で地域の様々な方面から相談が入るように努めている。 勝川分室を設置することで、広い担当学区の本センターから離れた地域の住民とも面談しやすい環境を整えている。		サブセンター内で住民がサロンを開催したり、地縁団体等との打ち合わせに積極的に活用し、地域から気になる人の情報等を把握する機会としている。 包括新聞配付の際に関係機関に個別事例や地域の困りごとを確認するようにしている。
総合相談支援業務	数値目標	相談割合 計画 30 %	3(3)ウ		18.6 % 相談数 高齢者数 1,683 / 9,044		
		①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	地域の資源を一覧にして配付している。包括新聞を毎月発行し、地域の関係者、協力者に情報を発信している。	0	地域で見守りを行う店舗やサロン等を一覧にして適時利用できるようにしている。一覧は、相談があった地域住民にも配付して活用している。
	相談支援	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)イ	0	相談を受けた後のフィードバックは必ず行い、今後の連携についても 確認することで、早期発見・介入がしやすい環境を作っている。	0	相談があった際は速やかに状況を確認し、朝・夕礼時にセンター内で共有して相談者へのフィードバックしている。関係機関と顔を合わせる機会を定期的にもつことで、関係機関からの相談が入りやすけは関係を表すしる。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		地域ケア会議をきっかけに日頃から顔の見える関係づくりの場を 作っている。	0	サブセンターに地域関係者等が訪れる機会を増やして関係 づくりに取り組んでいる。 地域関係者からは気になる人以外にも、地域内の困りごと やセンターへの要望も確認するようにしており、関係づくりと 併せて地域課題の把握やセンターの機能強化に積極的に 取り組んでいる。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	地域住民や外部からの相談がしやすい関係つくりを行い、事態が深刻にならないようにする。また相談を受けた際は速やかに対応できるようになる。			毎月の包括新聞配布の際、包括の役割の周知と地域の近況の聞き取りを行い、早期の情報捕捉に努めている。 より適切な対応の模索と、全職種・職員のスキルアップのため、その日その時での情報共有に加え、月1回の会議での経過振り返るとともに、今後の対応について話し合っている。		毎月のセンター内会議で、高齢者虐待の対応事例の経過報告や支援計画の検討などを全職員で行い、職員の資質向上に取り組んでいる。
権利擁護業務	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(7 件 / 7 件)	0	
	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	対応後も、養護者の負担軽減や再発防止が図れているか、支援関係者と連絡を取り把握している。 養護者への支援について、介護支援専門員や介護サービス事業者に対し気づきのポイント等を、介入や勉強会で伝えている。	0	ケアマネジャーが作成するケアプランに養護者への支援内容を記載するようにし、センターの養護者支援が継続されるようにしている。また、担当地域内のサービス事業所に高齢者虐待の勉強会を実施する中で、養護者も支援を必要としていることの理解を図った。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	0	認知機能の低下が疑われる利用者の家族や支援者には認知症についてのリーフレットを活用して説明し、適切に対応する方法を紹介している。	0	認知機能の低下が疑われる事例には、家族等が認知症に 適切に対応できるようリーフレット等で説明し、認知症の進 行等により必要に応じて成年後見制度等を利用するよう紹 介している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	毎月発行の包括新聞に行政や警察から提供された消費者被害予防 の情報等を掲載・添付し周知を図っている。	0	包括新聞を配付する際に愛知県警が発信する防犯情報を 同時に配付し、地域内で広く注意喚起している。また、居宅 介護支援事業所にも配付し、被害の恐れのある要介護者に 注意喚起するよう取り組んでいる。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(4)		虐待初期対応において、どの職種・職員でも速やかな対応ができるよう簡単な手順書を作る。	0	通報が入った際の初動対応を適切に行うことができるよう、 手順書の作成を予定している。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	町岬匁口	AT IMP 73 TE	項目番号		具体的な取組内容等	©O2	2 評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
包括的・	事業目標	介護支援専門員が抱えている課題に対して早期に対応や解決できるよう支援してい	\<		常時ケアマネージャーからの相談を受け付けている。 相談に対しては、情報提供やケアマネジメント支援についての助言 を行った。		
継続的ケアマネジメント	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	医療機関、薬局、金融機関等への毎月の包括新聞配布の際、地域 の近況の聞き取りを心掛けた。	0	地域の集会所でケアマネジャーと集会所を利用する地域住 民の意見交換の場を設ける予定としていたが、新型コロナ ウイルスの感染拡大により中止した。
業務	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	主任ケアマネ研究会主催の勉強会を各地域包括と協力して開催した。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータとして活動できるよう、ファシリテーション研修を実施ている。 また、介護保険居宅・施設事業者連絡会の企画に参加し、 効果的な研修実施を支援している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(5)		薬局や地域サロンからの依頼を受けて行った出前講座の中で、介語 保険制度やケアマネージャーについても解説をした。	O	薬局やサロンに介護保険制度の理解を図り、ケアマネジャーが連携しやすい環境づくりを行っている。 地域の取組みづくりまで継続してケアマネジャーが参加するように工夫しており、ケアマネジャーがインフォーマルサービスとして取組みを把握できるとともに、地域の役割を理解し地域との繋がりも促進する効果的な取組みとなっている。
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域ケア個別会議から地域ケア会議、そして地域協議会を実施。全職員で合議し て、参加者には会議開催の意図を理解してもらう。			参加者には開催の目的や地域課題を理解してもらえるよう事前に案内をしている。センター内でも全職員の意見を共有し、地域福祉コーディネーターとも連携を図りながら取り組んでいる。		参加予定者への地域ケア会議の趣旨説明と併せて、課題に対する考えや現状を聞きとり、円滑に会議が進むように取り組んでいる。 地域福祉コーディネーターと情報を共有して会議企画時に企画書と計画書を作成し、企画書で資源や課題を整理し、計画書で検討内容や取組みづくりを想定することで、参加者の視点も踏まえて会議準備に取組んでいる。
		地域ケア個別会議開催回数 計画 2 回			地域ケア個別会議開催回数 2回		
地域ケア 会議開催 業務		地域ケア会議開催回数 計画 回			地域ケア会議開催回数 2回		
26.33	数値目標	地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域協議会開催回数 1 回		
				$ \ $	地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につ 2 回 ながった回数	$ \ $	
				'	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 1 個	\	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考 慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	地域ケア会議後も、関係者と顔を合わせる機会を設け、出来上がった仕組みのその後の状況を聞くとともに、新たな取り組みに繋がる きっかけを探っている。	0	会議の最後に決定事項やまとめ、次回の開催予定を参加者に伝えている。また、会議後に会議で使用したホワイトボード等の写真を配付して検討事項等を共有している。
	その他、特に重点的に	取り組んだ事項	3(6)		地域福祉コーディネーターと定期的に情報共有するのに加え、地域の関係者のもとに出向く機会をもってもらうことで、地域事情の把握や関係者へのはたらきかけに努めた。	0	取組みの参加者へアンケート調査を行い、取組み実施の効果を確認している。また、取組み創設後に運営側の住民に感想などを確認するとともに、参加した会議で挙がった他の課題への考えなども聞き、地域ケア会議による取組みづくりを継続して実施している。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

サブセンターに地域住民等が訪れるようにすることや包括新聞の設置依頼時など、地域関係者と会う機会を持ち、地域関係者から相談を必要とする高齢者以外に、地域で感じる課題やセンターへの期待などを積極的に確認することで、担当区域の地域を把握する よう取組み、その内容は総合相談や地域ケア会議を始めセンターの各業務に活かされている。

地域包括支援センター名:西部

	7142千尺 地域已行入版にファーデ末計画示			地域で行文派でクター行・四郎			
	評価項目	評価内容	運営方針	サ 地域包括支援センター記入欄			市記入欄
	HASMIIN	NI heat s.27-2.	項目番号			@O4	
	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	事業所内ミーティングで内容を説明し、実施要綱、運営方針を回覧する。回覧後ファイル保管し、常に確認できる状況である。必要な職員はコピーを取り個別に保管している。	0	年度当初に全センター職員が内容を確認し、事務室に保管 して常に確認できるよう体制を整えている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	事業計画は事業所に掲示してあり、常時確認できる。実行計画を作成し、毎月2回行う事業所内ミーティングで進捗状況を確認している。	0	事業計画書を常に確認できるように事務室に掲示し、ネットワーク協力機関の訪問等スケジューリングできる業務は担当者を決めて年間予定表を作成し、センター内会議で達成状況を毎月確認、共有している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	0	12月から配置基準の6名に欠け、5.34の配置となってしまった。三職種の配置を欠くことなく職員を配置している。職員間の連携を密に	Δ	条例に規定する人員基準は遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない月があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している			し、チームとして業務を行っている。		
運営体制	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	毎月「目からウロコだより」を発行し、医療機関や店舗、町内会に配布、民生委員協議会や老人会、地区社協、サロン等へ年1回は出向き、包括について説明したり、講話を行うなどし、啓発活動を行っている。「目からウロコだより」では、川柳を地域住民から募集し掲載することによって広く地域住民がセンターを知ることができている。また、今年度も「目からウロコだより」の設置個所を2か所増やすことができた。	0	担当区域が市境であるため、担当区域の高齢者が良く利用する市外の店舗にも依頼し、センター周知の便りを設置した。 昨年から引き続き便りに地域住民の投稿を掲載し、センターの周知と地域との繋がり強化に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	複数の選択肢を提案し、対象者が自分の意思で決定できるように支援している。	0	ハートページやセンターで作成した社会資源ファイル等の一覧を提示し、対象者自らの意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	ISO27001に即し、個人情報の管理・保管を適切に行っている。	0	昨年度から引き続き、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	受付担当者や対応手順を定めている。苦情を受けた際は苦情受付 簿に内容、再発防止策を記載し、センター職員全員で共有している。	0	苦情はセンター長が集約し、法人内の報告手続きに従って 施設長に報告し、対応を協議するよう手順を定めている。
	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目 標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防マネジメント実施手順にそって、高齢者自身が課題と強みを自覚し、自立や自己管理に向けたケアマネジメントを行う。			介護予防ケアマネジメント初回プラン作成時は回覧し、三職種の意見聴取、見立ての共有を行い、より意欲的に取り組める目標設定・プランになるよう三職種で内容を確認する。また、サービス提供事業者や社会資源の一覧を提示することによってより自立や自己管理へと意識付けができるように働きかけた。		介護サービスによらない支援のチラシをセンターで作成して 説明したり、ハートフルライナーの活用などを提案したりする 等、高齢者が自分自身で外出でき、自立した生活を維持で きるよう支援している。
		第1号介護予防支援利用割合			第1号介護予防支援利用割合		新型コロナウイルスの感染拡大により年度当初は通所型 サービス利用に関する相談が少なく、介護予防ケアマネジメントの初回加算算定件数は当初の予定より少なくなったと
	数値目標	計画 2 % ;	3(2)		1.6 % (129 人/ 7,975 人)		確認した。
		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 35 件		$ \ $	介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 9 件	$ \ $	
介護予防		ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件		\	ケアマネジメントC請求件数 0 件	\	
カラマネ ケアマネ ジメント 業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	介護予防ケアマネジメント初回プラン作成時は回覧し、三職種の意見聴取、見立ての共有を行い、より意欲的に取り組める目標設定・ブランになるよう三職種で内容を確認している。	0	ケアプラン原案を三職種に回覧して内容を確認し、確認した 各職種が意見を記載して担当者に返すことで、確認内容を ケアブランに反映している。
					第1号介護予防支援		
	介護予防ケアマネジ	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)1	$ \setminus $	(介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 18.5%]		
	メント	②安乱ががで自任し、付定の 事業 がに備りなく安乱している	3(2)9		介護予防支援		
				igsqcup igwedge	(六軒屋指定居宅介護支援事業所) [占有率 21.2%]	$\lfloor $	
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	毎月実績報告の際の状況報告を確認し、支援状況を把握するととも に、必要なアドバイスを電話、面談、訪問にて行っている。	0	毎月実績報告時に書面でモニタリングの状況を確認し、詳細を確認すべき利用者については、委託先のケアマネジャーに確認し、必要な支援を行っている。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項	3(2)		再委託しているケースについても、介護予防プラン原案を事前に確認し、自立支援・目標達成に向けたプラン作成への支援を行った。 サロンの活動状況について随時確認し、コロナ禍でも対策しながら活動しているサロンをケアマネジャーに紹介したり、「目からウロコだより」で介護予防の取り組みの参考となるようサロンの活動を紹介することで、介護予防・自立支援を推進することができた。	0	コロナ禍においても活動を再開した地域の通いの場の情報を、委託先のケアマネジャーに随時伝え、多様なサービスによる利用者支援を行った。 地域の通いの場を主催する住民と協働してその内容が分かるチラシを作成し、利用を検討する者に配付することで、利用者が具体的なイメージを持って参加について検討できる効果的な取組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針		地域包括支援センター記入欄		市記入欄
	計画名	計画とが出	項目番号		具体的な取組内容等	@OZ	評価理由
	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関や社会資源とのネットワークを構築し、支援を必要とする高齢者を早期発 見・早期支援を開始し、多機関と協働し、包括的に支援する。			コロナ禍の中でも訪問が可能な関係機関には、年1回は挨拶に出向き、気になる高齢者の情報が包括に入るよう働きかけ、また、目からウロコだよりを発行し、医療機関等の関係機関や連携先に設置することで、周知・ネットワーク構築を行っている。相談の一つ一つを関係機関と連携して対応することによって、ネットワークをさらに強固なものとし、相談しやすい、相談が入りやすいセンターとなっている。		
総合相談支援業務	数値目標	相談割合 計画 40 %	3(3)ウ		20.8 % 相談数 高齢者数 1,662 / 7,975		
		①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	地図とファイルを活用し、社会資源等を見える化し、事業所内に掲示・保管し活用している。新しい情報が入り次第、内容の更新を行っている。	0	気になる高齢者の情報を提供するよう依頼した機関をマッピングし、センター内で掲示していつでも提示できる。また、配付できるよう一覧も作成し、ネットワークを見える化している。
	相談支援	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)1	0	関係機関等から相談があった際は、特別配慮する必要性がなければ、概ね当日、遅くとも翌日には連絡を入れ、必要性に応じて訪問し、状況確認を行っている。確認後、相談があった関係機関に報告するとともに今後の見守りについて依頼し、センターへの連絡の目安を伝えるようにし、継続的な連携を図っている。	0	相談があった際は連絡・訪問して相談のあった機関に報告するとともに、朝の申し送り時の報告によりセンター長が対応を確認して適切に行っている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項				初回相談前後、及び随時ケースに関する職員間の情報共有・情報 交換を行うことで、幅広い視点で提案を行うことにより、より適切な支 援を行うことができている。	0	朝のミーティング時、前日にあった相談の対応を担当者が 口頭で報告して情報共有と意見聴取を行い、相談者ごとに 報告内容を記録している。
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	権利擁護に関する情報発信と関係機関・地域の見守り協力員と連携を行うことによって、高齢者が尊厳を持って生活できる地域づくりに努める。			高齢者虐待通報を受理後、迅速に基幹型包括や地域福祉課と対応を協議し、実施する。関係機関には対応として求めることや注意すべき視点を具体的に伝えることで連携を強化した。		
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(9 件 / 9 件)	0	
権利擁護 業務	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	2名体制で対応し、被虐待者、養護者それぞれの視点に立つよう心がけ、養護者に必要な支援機関につなぐなどの支援を行っている。	0	2名体制で対応し、内1名が養護者の視点に立つよう心掛け、養護者の支援に支援機関の関与が必要な場合は、適切な支援機関へつないでいる。
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ		高齢者・障がい者権利擁護センターのリーフレットを訪問時携帯し、 必要に応じて案内している。	0	訪問時にリーフレットを携帯し、必要時にすぐに紹介できるようにしている。 担当地区内で出前講座を行う際、講座内容に関わらず必ず 成年後見制度や権利擁護センターの周知を合わせて行い、 必要時に権利擁護センターに繋がるよう周知に取り組んで いる。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	老人会や町内会などに出向いた際にリーフレット等を活用し、消費 者被害について注意喚起したり、目からウロコだよりに掲載するなど し、周知を行っている。	0	担当地区で出前講座を行う際、内容に関わらず消費者被害防止のチラシを配付し注意喚起を行っている。また、センター便りに消費者被害についての記事を掲載するとともに、必要時にセンターの掲示板に掲示することで実績報告等で来所するケアマネジャーが利用者に注意喚起できるよう取り組んでいる。
	その他、特に重点的に	- 取り組んだ事項	3(4)		出前講座の回数は少なかったものの、その都度最新の情報や身近で分かりやすい内容であるか、資料の工夫をし、成年後見制度や権利擁護について周知・啓発活動を行った。	0	出前講座の機会を通じて成年後見制度と権利擁護センターを紹介することで、必要時に直接相談できるよう周知している。また、消費者被害についても同様に周知・啓発活動を行うことで、未然に防ぐ取組を行っている。

	製価項目	評価項目		地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
	□□グロ		項目番号		具体的な取組内容等	@OZ	Y 評価理由
包括的・ をを を を を を を を を を を と と と と と と り と り	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行う ケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャー が多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備す る。					
	事業目標	定期的な研修の開催や後方支援を行う事によって、ケアマネジャーの質の向上と支援・連携の体制構築を目指す。			コロナ禍のため、定期的な研修の開催は行うことができず、ファシリテーター研修のみとなった。ケアマネジャーからの相談に丁寧に対応し、同行訪問や関係機関との連絡調整を行うなどの支援を行った。		
業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	0	コロナ禍が落ち着いておれば、3月に意見交換できる交流の場を設けたいと予定している。	0	ケアマネジャーと精神科の医療機関、訪問看護との勉強会 を兼ねた意見交換会を実施する予定としている。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等を計画的に行っている	3(5)イ	0	研修計画をたてたが、コロナ禍のため、ファシリテーター研修のみを 開催した。感染予防対策として、日程を2日に分けるなど工夫して開 催をした。	0	地域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテー ターとして活動できるよう、ファシリテーション研修を実施して いる。
	その他、特に重点的に	その他、特に重点的に取り組んだ事項			困難ケースは同行訪問や関係機関との連絡調整を行うなど、ケアマネジャーの後方支援を行った。	0	ケアマネジャーから相談があった際は、関係機関等との連絡調整を行い、必要に応じて同行訪問を行う等、適切にケアマネジャーの支援を行っている。
	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の 住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う 課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域課題・地域住民のニーズを把握し、問題等の解決に向けた取組を住民自らが行えるよう地域福祉コーディネーターと協働していく。			年間計画を作成し、事業所内のミーティングで月に2回進捗状況を確認している。会議開催前にケース選定、ニーズ把握、課題についてセンター内で検討し、企画書を作成している。また、企画書作成段階においても適宜地域住民と意見交換をしている。課題解決や、それに向けた取り組みについて、住民が主体的に取り組めるよう地域福祉コーディネーターと役割分担してサポートしている。	١١	地域福祉コーディネーターとは地域との関係等を踏まえ役割分担をし、地域ケア会議開催や取組創設に向け協働している。
地域ケア 会議開催 業務	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2 回 地域ケア会議開催回数 計画 回 地域協議会開催回数 計画 2 回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1 回 地域ケア会議開催回数 3 回 地域協議会開催回数 1 回 地域は協議会開催回数 1 回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1 回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 2 個 2 個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	0	会議開催時、資料やホワイドボードを活用することで検討事項や決定事項を共有し、報告書を作成し参加者や欠席者に配付し共有している。会議終了時のまとめで、次回までに取り組むことや次回の開催時期について明らかにしている。	0	会議の最後にセンター職員が検討事項や決定事項を集約して伝え、今後の予定と併せて共有するとともに、参加者に報告書を後日配付し、今後の検討事項と併せて参加者に期待することなども記載してまとめとすることで、次回会議までに参加者が各自で会議に主体的に参加する取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項				目からウロコだよりで地域ケア会議の報告を行い、地域の取り組みについて情報発信した。会議参加者が主体となる取組みが創設された後もコロナ禍でどのように活動を継続していくのかなどアドバイスなど後方支援を継続的に行っている。会議の記録をしっかりと行い、報告書作成の際には複数回確認するなどし、参加者の意見の取りこぼしが無いよう努めた。	0	地域課題や取組み創設までの過程をセンター便りに記載することで、担当地域内の取組みの横展開や、読者に同一地域の人たちが住民同士の助け合いについて話し合っていることを周知し、主体的に地域課題に参加することを目指す取り組みとなっている。

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項

地域包括支援センター名:春日井市地域包括支援センター味美・知多

評価項目		評価内容		サポット 地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
	計画独口	計劃200			具体的な取組内容等	©O∆	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		0	実施要綱、運営方針を一括でファイルするとともに職員が各自でも 持ち合わせ常に内容を確認できるようにしている。	0	今年度は新たに配置された職員がいたため、年度当初にオリエンテーションとしてセンター長が実施要綱や運営方針の内容を細かに説明している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	0	年間予定表を作成し毎月のミーティングで事業の進捗状況を把握し 未達成の項目に対しては、いつまでに誰が行うのか確認している。	0	事業計画のほか、ネットワーク協力機関の訪問等スケ ジューリングできる業務は担当者を決めて年間予定表を作 成し、進捗状況をミーティングで確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	-3(1)イ	0	職員の配置基準を常に満たしている。	0	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を遵守している。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	0	民生委員協議会、区会、サロンに出向きチラシを配布。薬局、医療 係、飲食店、郵便局、その他の社会資源に対して包括のチラシ設置 を依頼した。また、利用者に配布を行い周知・PR活動を実施してい	0	担当地区内の店舗等にセンターを周知するチラシを設置し、 地域の方へ配布することでセンターの周知・啓発を行ってい る。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	0	ハートページや複数の情報を提示し自己決定を促す支援を行った。	0	本人の希望や条件を確認した上でハートページ等を活用して本人が選択できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)才	0	個人情報取り扱いマニュアルを定期的に職員に回覧し確認を行った	· O	マニュアルを整備し、定期的に回覧することで全職員に意識付けを行い、管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	0	センター長へ報告し、苦情内容、対応、再発防止策を記録に残すルールを徹底した。	0	センター内で報告手順を定めており、苦情を受けた際は報告書に内容・対応・再発防止策を記載し、全職員で共有する こととしている。
介護予防 ケント	学 変歩准の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者 自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメ ントを実施する。					
	事業目標	適切なアセスメントを行い、高齢者自身の強みに働きかけ目標が達成できるようマネジメントを行う。			職員間で利用者の情報を共有し介護保険サービスだけではなく、地域資源の提案や適切なサービスを提案し自立生活がイメージできるように支援している。		前日の面談内容や支援経過を朝のミーティングで確認し、職員間で助言や意見している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 12 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 7 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.0 % (69 人/ 7010 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 11 件 ケアマネジメントC請求件数 5 件		
業務		①三職種が全ての利用者の支援に対し内容を確認している。	3(2)ア	0	センター内で作成したケアプラン原案を3職種でICFの表を活用し高齢者自身の強みや課題を検討し1冊にまとめた。	0	確認した本人状況をICFの項目でまとめ、ケアプラン原案とるもに全職員で確認することで、三職職が利用者の状況に合わせて効率的に支援内容を確認できる取組みとなっている。
	介護予防ケアマネジメント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)1		第1号介護予防支援 (ケア21春日井) [占有率 7 %] 介護予防支援 (ケア21春日井) [占有率 18 %]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	0	事前にケアプランを確認しプランが自立支援に向かうように検討し必要時は専門職の意見を取り入れる。		実績報告時に算定内訳表にて状況を確認し、利用状況に変化がある時は受託者に直接状況を確認している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項				基幹包括 保健師に出席を依頼し、ICFの視点に基づき新規利用者 の計画書を作成、職員間で今後の支援について意見交換を行って いる。		三職種による支援内容の確認に基幹型センターの参加を依頼し、支援内容検討の質の向上に取り組んでいる。

	評価項目		運営方針 項目番号		地域包括支援センター記入欄	市記入欄		
	計画項目	TIM公日 TIM22日			具体的な取組内容等	@O2	評価理由	
総合相談支援業務		支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。						
	事業目標	地域の資源を活用しネットワークを構築する。			地域の社会資源においてセンターのチラシの設置・貼付、また支援 が必要そうな高齢者へのチラシを配布いただく、センターへ報告して いただく等周知活動を行いネットワークの構築を進める。		担当地域内の店舗や金融機関等に「高齢者まもり隊」として、センターの案内の設置や気になる高齢者の情報提供、ネットワークを見える化するためのマップへの掲載の依頼を行っており、ネットワークの構築を進めている。	
	数値目標	相談割合 計画 25 %	3(3)ウ		16.8 % 相談数 高齢者数 1176 / 7010			
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	0	地域の社会資源把握のためにマップを作成し「見える化」を行った。 また、ネットワーク構築に向けてセンター職員が足を運び周知活動を 行った。		高齢者の見守りと情報提供に協力する店舗や金融機関等を 「高齢者まもり隊」と名付け、マッピングして提示できるようし ている。	
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係 機関等に報告している。	3(3)イ	0	民生委員やサロン、社会資源等関係機関から相談があった際に、速やかに状況確認を行い対応後の報告を行った。対応ケースについてファイリングをし、職員間で共有している。	0	相談に対して速やかに状況確認し、毎朝のミーティング時に対応状況とその後の経過について担当者が報告して適切な対応を確認している。	
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		区会・サロン・民生委員協議会・各社会資源を廻り顔の見える関係づ くりのために包括のチラシ・他啓発チラシを持参した。	0	まもり隊の協力依頼時に、地域の高齢者の見守り、支援センターへの情報提供等の依頼内容を書面にして渡し、協力機関がいつでも依頼内容を確認でき、ネットワークの機能を維持する効果的な取組みとなっている。	
	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。						
	事業目標	高齢者虐待を早期発見するとともに包括内で情報共有し、本人の安全確保、養護者の支援を迅速に行う。			高齢者を早期発見するとともに包括内で情報共有し、本人の安全確保、養護者の支援を迅速に行っている。		高齢者虐待の早期発見のため、高齢者虐待の啓発チラシを 作成し、関係機関に配付している。	
権利擁護 業務	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 %(6 件 / 6 件)	0		
	虐待対応·養護者支援	被虐待者に配慮した上で養護者の視点に立って経過を確認し、支援を行っている	3(4)ア	0	朝のミーティングにおいて虐待対応について養護者支援の視点に立ち意見交換を行っている。市が出している『高齢者虐待対応について』のDVDを全職員が視聴し、再確認している。	0	朝のミーティングで対応内容を検討する際、養護者への支援内容を検討することとし、意見交換を行っている。	
	成年後見制度等の活 用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認 し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	Δ	担当地域ケアマネジャーを対象に成年後見制度の周知・啓発活動を行う予定となっている。また、区会、民生委員協議会で成年後見制度周知のためのチラシを配布する予定。	0	地区民生委員協議会にケアマネジャーも参加するよう調整し、成年後見制度についての勉強会を実施予定。	
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	0	サロン・民生委員協議会出席時に特殊詐欺・消費者被害についての チラシを配布し口頭で説明を行った。また、社会資源を廻る際に特殊 詐欺・消費者被害チラシを持参し周知啓発を行った。		消費者被害を未然に防止するため、サロンや地区民生委員協議会に出向いた際に啓発チラシを配付している。	
	その他、特に重点的に	に取り組んだ事項	3(4)		区会・サロン・民生委員協議会出席時や社会資源を廻る際に警察から出ている特殊詐欺・消費者被害チラシを持参し周知啓発を行った。			

	評価項目	評価内容		運営方針	地域包括支援センター記入欄			市記入欄		
	町岬久口		ttimis a.		項目番号		具体的な取組内容等	0	ОД	評価理由
	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助 ケアマネジメントを支援する が多様な機関と連携して利	とともに、地域内]でケアマネジャー						
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント 業務	事業目標	地域の介護支援専門員が抱える課題 域の連携体制を構築する。	夏やニーズの把握に努	め、介護支援専門員と地			介護支援専門員から困りごとを聞き取り必要に応じカンプ 行った。地域の関係機関と連携をし、課題解決にむけて支 た。	アレンスを 接を行っ	際	・アマネジャーから相談があった支援困難事例を検討する なに、介護サービス提供事業所以外にも地域の関係機関に 参加を呼びかけ、カンファレンスを実施した。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交	換の場等を設けている)	3(5)ア	0	担当地区介護支援専門員と地域の民生委員が集まる機会 事例を通し意見交換を行った。	きを設け、(会生委員とケアマネジャーの交流会を開催した。また、地区 会生委員協議会にケアマネジャーも参加するよう調整し、成 年後見制度の勉強会後に意見交換の場を設ける予定として いる。
	介護支援専門員に対 する支援	介護支援専門員の資質向上を目的と	とした研修等を計画的に	こ行っている	3(5)イ	Δ	担当地域の介護支援専門員に対して成年後見制度について 行う予定である。	いて研修を (地	域の主任介護支援専門員が研修等の場でファシリテータ して活動できるよう、ファシリテーション研修を実施してい 。
	その他、特に重点的に	こ取り組んだ事項			3(5)		担当地区介護支援専門員と地域の民生委員が集まる機会 生委員の仕事、介護支援専門員の仕事を紹介し今後連携 が容易となるよう顔の見える関係づくりを行った。) を	加強会と意見交換会を合わせて行うことで、勉強会の内容 踏まえた具体的な連携を話し合うことができる取組みと つている。
地域ケア催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュア 住民や地域活動を行う者が 課題解決の取組みを検討す	『共有し、参加者》							
	事業目標	地域の特性をふまえ、住民や地域活加者が主体となって取り組みができるなげていく。					住民や地域活動を行うものとで地域課題を共有した。また 決に向けて参加者が主体的に取り組むことができるるよう けを行った。	、課題解に意識付	会が	k議前に必ず地域ケア会議の目的を参加者に伝え、参加者 、主体的に課題解決を検討できる意識付けを行っている。
		地域ケア個別会議開催回数	計画	2 🛽		\	地域ケア個別会議開催回数	1 🗆 📗		
		地域ケア会議開催回数	計画	回			地域ケア会議開催回数	2 🛛		
	数値目標	地域協議会開催回数	計画	2 回	3(6)		地域協議会開催回数	1 📵	$\setminus \mid$	
							地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数	1 📵		
						\	地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数	0 個	\setminus	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参 慮した今後の開催予定を参加者全員			3(6)ア 3(6)イ	0	会議参加者に会議の目的・内容について説明を行った。会 定事項を職員間で共有している。		$\bigcap L $	議後に課題と課題に対する意見をまとめた報告書を作成、次回の予定と合わせて参加者に配付することで、継続し参加者が共有できるようにしている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項			3(6)		会議参加者に対して会議後の報告書を作成、内容を共有 取り組みが容易になるように周知を図っている。	し今後の			

[※] 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

特記事項